

平成28年第5回太子町議会定例会（第464回町議会）会議録（第2日）

平成28年9月2日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第5号 戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第5号 戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願について

会議に出席した議員

1番	吉田正之	2番	長谷川正信
3番	玉田正典	4番	中藪清志
5番	堀卓史	6番	藤澤元之介
7番	首藤佳隆	8番	福井輝昭
9番	森田真一	10番	平田孝義
11番	吉田日出夫	12番	井川芳昭
13番	井村淳子	14番	橋本恭子
15番	中島貞次	16番	清原良典

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	岡田俊彦	書記	森文彰
書記	八木智晴		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	教育長	寺田寛文
総務部長	堀恭一	生活福祉部長	三輪元昭
経済建設部長	八幡充治	教育次長	木村和義
財政課長	森川勝		

（開議 午前10時00分）

○議長（清原良典） 皆さんおはようございます。

平成28年第5回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第5回太子町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（清原良典） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いいたします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、吉田正之議員。

○吉田正之議員 それでは、トップバッターとして質問をさせていただきます。

私はこのたびの太子町の選挙で当選させていただいた吉田でございます。私の質問につきましては、特に産業政策等に関連するところについてお尋ねしたいと思います。特に今アベノミクスということになりまして、国が各地方自治体に対して随分と方針を転換しておるといふうに感じております。

それを中心にひとつ質問させていただきたいと思いますが、まず第1点目が産業競争力強化法という法律がこの今年度7月につくられておりますけれども、創業支援事業計画による認定を、太子町は受けておりますか。受けているとしたら、以下の項目について教えてください。受けてないとしたら、受ける予定はありますかということでございますが、まず受けているとしたらいつ受けましたか、そして受けた内容は。受けているならばそれらの内容をどのように広報し、太子町の発展のためにどのように活用するつもりですかということ。これは中小企業者あるいは新しく事業を太子町で法人でやろうとする人にとって大きな影響があります。

2つ目、地方創生加速化交付金の交付事業の決定が、――太子町の場合は2次募集分で応募しておりますけれども――平成28年8月2日に内閣府地方創生推進事務局から発表されました。この中で太子町は「楽農生活 i n 太子」の事業名で国からの助成金を210万6,000円もらうというのが決まっております。

まず、助成対象の具体的な内容を教えてください。この助成金により太子町の産業をどのようにしていくおつもりなのか、その辺のところをお答えください。

2つ目、この補助金は2次募集分に応募しているものですが、1次募集に応募して国の対応の仕方が大幅に変化していると感じられます。この国の変化に対して、太子町としては今後どのように対処していくつもりなんでしょうか。

3つ目、210万円の助成金以外に助成金を申請して認められなかったものはありますか。これ全部認められるということではないようです。あれば、それを明らかにしてください。

それから最後に、助成金の申請に際してKPIとPDCAサイクル、これを回す仕組みを書く必要があったと思いますが、どのように書いて申請したんでしょうか。この辺のところをお教え願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず初めに、1点目の国の中小企業対策と太子町の対応についてというところで、受けるならいつ受けましたかという話でございますけれども、現在は産業競争力強化法に基づく認定支援事業計画による認定は現在は受けておりません。本町での産業競争力強化法に基づく創業支援計画につきましては、平成28年度、今年12月下旬に国の認定を受ける予定で現在進めております。

続きまして、受けた内容ということでございますけれども、現在は認定を受けておりませんの

で、受ける予定の内容について答弁させていただきたいと思います。

総合支援計画につきましては、創業支援事業者と連携して認定を受け、創業支援事業を進めていく必要がありますが、本町では支援窓口として金融機関と連携したワンストップ相談窓口を太子町商工会に担っていただく予定で考えております。

また、創業希望者に対しましては、経営力強化のためのスキルアップ研修などを通して財務であり税務分野とか雇用のルール、社員教育などを十分習得していただき、継続的に安定した経営ができるよう支援する方針で検討を現在進めております。

3点目の受けるのであればそれらの内容をどのように広報し、太子町の発展のためにどのように活用するつもりかという質問でございますが、国の認定を受けた後の広報につきましては、広報紙であるとかホームページでの掲載を中心に行いましてリーフレットの作成等を行い、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

さらに、創業支援機関であります町内金融機関の各支店と連携を進めて、創業などの相談があれば商工会のワンストップ相談窓口で紹介する取り組みなどを考えております。

また、定期的に金融機関など各創業支援機関担当者との連絡会議を開催し、個々の活動状況の改善点について情報共有を行い、創業希望者の夢の実現とその後の安定した経営支援に役立つよう制度運用を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 2点目の地方創生加速化交付金2次募集分についての御質問でございます。答えさせていただきます。

まず、事業内容につきましては4つございまして、ジャガイモ・サツマイモ収穫体験、2つ目としまして農育体験（稲作体験）、3つ目としまして地場産農産物の販路拡大、4点目として遊休農地活用でございます。

1つ目のジャガイモ・サツマイモ収穫体験は、利便性のよさを生かして近郊都市部で働く人をターゲットに収穫体験を行うものでございます。移住・定住につなげることに取り組んでいくものでございます。

2点目の農育体験（稲作体験）でございますけれども、これにつきましては子供への農育体験を実施することにより児童期から我が町や地元農産物への愛着を育み、将来的な就農希望を促し、地元定着につなげればということに取り組んでいるものでございます。

3点目の地場産農産物販路拡大は、地元農産物による特産品を開発し販路拡大を行うことで農業の活性化と雇用を創出するというに取り組んでいるものでございます。

4点目の遊休農地活用は、遊休農地で農産物を活用したイベントを実施し、観光客を増やすことに取り組んでいるものでございます。この事業は就業者の減少、また高齢化による後継者不足、遊休農地の増加が課題である農業を中心とした地域振興事業でございます。

2点目の1次申請でもっと多くの交付金が得られたのではないかと御質問でございますけれども、加速化交付金につきましては、地方版総合戦略に基づく事業で先駆的で自治体の自主的・主体的な取り組みに対して支援されるものであり、1次申請時は27年度の予算で対応しなければならない時間的な制約、また先駆性などを勘案して申請を見送ったところでございますが、2次申請においては28年度の補正予算対応が可能となり、1次申請の他団体の申請概要も研究した上で申請したものでございます。

既存事業に交付金を充当することが最も有利であるために、冒頭の事業内容で6月に補正予算を計上し同額を当初予算にも計上していますので、現在は交付内示ですが、交付決定がされ次第12月に減額補正をする予定でございます。

また、2次申請は1次申請をしなかった団体が優先的に採択されることもあり、県市町振興課の助言を受けながら申請いたしましたものでございます。額の多少は1次申請、2次申請では違いがなかったものと認識しております。国の施策には臨機に対応できるよう情報収集に努めているところでございます。

次、3点目のこれ以外に申請して認められなかったものはないかという御質問でございますけれども、太子町が申請した事業は1事業であり、満額採択の内示を受けております。採択されなかった事業はございません。

次に、KPIとPDCAサイクルはどのように記入したかということでございますけれども、KPIにつきましては、今年度終了時の指標として1番目のジャガイモ・サツマイモの収穫体験等を踏まえまして新たな農産品や地域ブランドの創設件数を1件、農産物等販売団体の売上高を780万円、3点目として移住・定住の相談件数を5件というふうに設定しております。

PDCAサイクルの検証時期、方法でございますけれども、平成29年5月に住民代表、産業界、行政機関、教育機関、金融機関等の有識者で構成される太子町まち・ひと・しごと総合戦略外部有識者会議において総合戦略の検証を行うのにあわせて当事業の検証も行い、必要に応じて見直しを行います。検証結果は町の広報紙、また町のホームページで公表し、議会にも報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田正之議員 今回のこの地方創生加速化交付金というものにつきましては、太子町の今後の産業をどういうふうに発展させていくかということ、他の多くの地方自治体等の事例をみてみますとそういうことを多々やっておるわけですけども、そうするとこれからは太子町は農業を中心にこういうことをやっていくということなんですか。商工業者に対して、何も今回の場合ないんですけども、商工業については一体どのようにお考えなんでしょうか。

それから、先ほど創業支援機関についてお答えがありましたけども、この創業支援機関、実は民間の企業にもそういう創業支援機関の資格を持っているところが多数太子町にはあります。私自身が思うんですけども、創業者を支援していくという部分についてはむしろそういう民間の支援機関のほうが、金融機関のみよりもそちらのほうが私はすぐれていると思います。

商工会を活用するということは当然ですけども、商工会、金融機関、そして民間の支援機関を活用して、そういう人を集めてどういうふうにしていくかというようなことを考える必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、よろしく申し上げます。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、商工業のことがなく農業政策のみということでございますけれども、まず国の交付金事業、これまでも民主党政権からずっと変わってきている国のほうは施策が展開してまいります。その際、我々が交付金事業を受ける際において、これの交付金事業は町にとって果たして有利なのか、不利なのか、また継続性とか必要性はあるのかということを経営的に考えて事業選択を行っております。

今年度につきましては、特に庁舎建設等大型事業がございまして、当初予算はできるだけ緊縮ということで補正予算を組んだわけでございますけど、その中で現在の予算を組んだ中で採択できる事業を抽出した結果、農業のみに偏った形になっております。

今後、国の状況を見まして、当然商工業についても非常に重要な事項でございますので、そういうものが効果的に行えるということになれば、そういう事業を申請、事業として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 商工業の件につきましては、創業支援事業者というのは、今言われたとおり当然我々も認識してますのは民間のノウハウを活用して創業支援する事業者という認識がございまして、例えば経済連とか金融機関以外にも認定の支援機関もたくさんございます。町内にもそういう方がいらっしゃるということは認識してまして、そういう御意見も踏まえながら検討を進めてまいるんですけども、基本として今まずは創業支援として考えていることが、やはり国のほうで産業競争力強化法の目標実現に掲げた、日本は非常に開業率が低いということがあって、米国、英国レベルの10%まで開業率を上げなさいというような目標設定がされてます。

そういった意味で、やはりまず起業しようとする人に対しての支援強化というものを重点的に考えて、それを踏まえてそれがどういうふうに継続的な支援ができるのかというような次のステップとして2段階で考えてまして、まずはその中で今現在商工会のほうでは創業支援の取り組みをいろいろと今の制度の中でやっていただいています。

そういう経緯があるので、基本として商工会を中心に考えながら、今いただいた御意見も踏まえて今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田正之議員 産業競争力強化法のこの内容等をちょっと見てみますと、創業支援——法人を太子町で設立した場合、この強化法に基づくその地域、例えば太子町のこの地域が登録免許税が半分になるというそういう制度があるんです。それから、いろんな支援を受けられるというようなことがあるんですけど、現実にはこの法律ができて相当の期間がたつてもかかわらず——私のところにも創業をここでしたいというふうに言われて来た人もおるわけですけども——姫路市でつくったほうが登録免許税が半分になりますよということなんです。現にもう今現在はそうです、姫路市のほうがいい。

私、もっと早くから行政の方にこれ何とかしてくださいということは申し上げとったんですけども、今回初めて議員になったんでここで質問をさせていただいておりますけど、これももっと早くできないんですかということのを改めて質問をさせていただきたいと思います。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 御指摘のとおり姫路市では創業支援として創業セミナー等を開かれて、その認定を受けて証明を受けた方に関してはいろんな特典が受けられるようなことをされております。我々もそれに当然倣って早期に支援ができるように、特に今言われたような法人税、登録免許税が免除されるとか、それから起業支援の資金融資が受けれるとかいろんな特典がございまして、まずはそういうビジネスプランをきちっとつくって、そして適切な企業経営ができるノウハウを勉強していただいて、そういう人に対して、それを証明することによって継続的な安定した経営ができるという担保をまずとると。そういうことが非常に大事だというふうに思ってます、我々も遅ればせながら全力で取り組みするものでございます。

以上です。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田正之議員 私、これ何とか早いこととしてくださいと申し上げてますが、今の太子町の体制では私無理やろう思うんです。というのは、商工観光の担当って1人しかいないです。それでこれいっぱい書類をつくって出さなあかんというような、職員の方にそれを今やるのは酷やということがよくわかりますけども、太子町の体制自身が今余りにも商工業、観光について商工会任

せというような格好になってしまってるんじゃないかなというふうに私は思います。他の地方自治体なんかは、直接地方自治体の職員が創業者を支援しに行ったりするようなことまでやってる地方自治体もあるんで、ぜひこの辺のところは今後考えていただきたいと、かように思います。回答はもう結構ですけども。

次、行かせていただきます。

第5次総合計画の実施の関連について、これ先ほどの質問と関連があるんですけども、活力ある地域工業の振興、太子町内の事業振興支援計画に基づく企業・創業助成金、融資金として平成29年、30年にそれぞれ300万円の予算が計上されております。この産業競争力強化法を見越しての予算計上なんでしょうか。

それと、この予算には創業補助とありますが、具体的にはどのような基準で補助していくのでしょうか。

3つ目、今後の町内の創業者に対して補助を続けていく、町内事業者を育成していく計画があるのでしょうか。今後の町内の発展に大きくかかわることですので、よろしく願いいたします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、1点目の産業競争力強化法を見越しての予算計上でしょうかという点でございますが、そのとおりでございます、産業競争力強化法を見越しての実施計画上の事業費でございます。

次に、この予算では創業補助とありますが、具体的にどのような基準で補助するのでしょうかという点でございますが、先ほどの点と若干重複する点がございまして、創業補助でございますが、創業支援事業計画に沿って創業塾で学ばれ、町が証明書を発行しました創業者の創業計画において、自己資金であったり融資資金及び補助金がどのように使われ、その結果がどうであるかといった投資効果、地元雇用の創出状況、地元産業への波及効果、課税対象となる利益の見込み等を基準としまして創設の補助金を考えております。

必要に応じて創業支援の窓口として考えております太子町商工会及び融資金融機関の意見も参考にしながら、この補助制度については考えていきたいと。ただ、基本といたしましては国の地域経済循環創造事業に準じた制度の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

3点目の今後町内の創業者に対して補助を続けて町内事業者を育成していく計画があるのでしょうかという点でございますが、基本的には、まずやりたいことは創業希望者や創業後5年未満の創業者に加えて、特定創業支援を受けた事業者に対して創業支援を行う計画を基本にしたいというふうに考えております。創業時以降の継続的な支援制度につきましては、平成29年度、また30年度の実施状況を分析して、創業補助を受けられた創業者からの聞き取り等も行い、効果を判定しまして継続、拡大、または縮小の判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田正之議員 そういう法律を見越してのことということで非常にうれしく思います。

今お答えの中に創業塾という言葉が出られました。具体的にどんなことをされるんですか。私は過去に姫路市の商工会議所で創業塾というようなことをやらせていただいたことがあるんですけど、これは多くの（聴取不能）講師を集めて、そしてやらなければいけないんですけど、そういうノウハウとかそういうのが太子町のほうでお持ちなんでしょうか。具体的なことがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

**○経済建設部長（八幡充治）** これは、まだ当然実施計画のほうで将来の予定として上げていることをございまして、それに対して今いろんな関係機関を集めて協議をしながら太子町らしい方法というのはどういうものができるのか。今言われたように、姫路市の創業支援の形と太子町というのは基盤が違うというところがあります、当然地域性も違います。そういう中で、どういった創業支援が本当に住民のニーズに合ってるのかということも見きわめながらやっていきたいというふうに思っています。

ただ、創業塾に関しましては、姫路市さんがやられているような何回かの、5回なら5回のコースの中で、例えばビジネスプランをつくったり、経理の実務の基礎を学んだり、マーケティングなんかの戦略を学んだり、そういった幅広い労務管理であったり経営していくためのノウハウというものの基本を身につけられて、そしてその証明を持っているような制度の適用を受けていくと、補助を受けると。そういうふうにしていかないと、起業はしたけども継続というのはなかなか非常に難しい、閉業される方も結構いらっしゃるというふうに聞いてます。

そういった中で、どのレベルまでできるかというのはわかりません。当然その塾の内容もこれからのことなんでわかりませんが、方針としてはそういうふうな太子町に合ったものをつくっていききたいというふうに思っています。

以上です。

**○議長（清原良典）** 吉田議員。

**○吉田正之議員** ぜひ、太子町に合ったものをつくっていただきたいというふうに思います。これは、創業者がどんどん出てくるということは太子町が将来的に経済が活性化していくということにもなると思います。ですから、そういった人を支援していくというのは今後非常に重要なことじゃないかなというふうに思いましたので、今回あえて質問をさせていただきました。今後ともひとつよろしくその辺のところ……。というのは町長さんの19の公約中にこの辺のことが全く触れられておりませんので、特に町長さん、よく聞いておいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

商工業者の地域貢献を認定する制度創設について、まず太子町商工会が商工業者の地域貢献企業認定制度、いわゆるISO26000を設けてほしいという要望が前町長の時代から出ておられて3年越しでこれをやっておりますけども、この制度はもうすぐできるというようなことも聞いたんですけど、こういう制度は本当にできるんでしょうか。

この制度ができたなら地域の商工業者に対してどのように広報し、この制度がうまくいくように施策を何かする予定がありますか。この制度に対して太子町としてはどのように評価しているか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

**○議長（清原良典）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（八幡充治）** まず、1点目の制度の点でございますが、商工事業者による協働のまちづくりが促進されるように、地域貢献事業者として認定する制度の要綱を今年度中に策定するように準備を進めております。

そして、2点目です。

この制度ができたならどのように広報し、制度がうまくいくような施策をするかという点でございますが、広報に関しましては、一般的になるんですけども商工会員への周知とともに商工会員以外への周知といたしまして広報紙やホームページ等を利用して、またリーフレットをつくってというのを基本に考えてます。ただ、うまくいくようにというのは、やはり商工会の行事とかいろんな町の行事等で機会あるごとに啓発を行って行って、認定者をホームページや広報紙に掲載して優良な意識の高い企業を広報することによって企業や従業員の意識向上につながって、それ

が付加価値の高いものにつながっていくのではないかなというふうに考えております。

この制度に対して太子町はどのように評価しているかという点でございますが、やはり日ごろより社会貢献されている事業者を認定して広報していくということは、経営者を初め事業所で働かれてる方々の誇りにつながるとともに社会での事業者への信頼とかイメージアップにつながり、地元貢献の創出や安定した継続性のある事業所へ結ぶものになるのではと考えております。また、本制度を設けることで自発的な事業者の社会貢献活動を催し、認定事業者が増えることで社会貢献意識が高い自治体として太子町が認知され、目標にしておりますユニバーサル社会づくりの一役になるものであると期待しております。

以上でございます。

**○議長（清原良典）** 吉田議員。

**○吉田正之議員** 今年度中って、これ実はこの制度を設けたからといって予算が必要な制度でも何でもないと思うんです。ですから、できるだけ早いことやっていただき、もう町長さんかあるいは部長さんがこれやりましょうと言うたらできるんじゃないかというふうに思うんです。商工会のほうも随分期待をしております。

私自身もこの制度、どういう制度かということで、実は赤穂市まで見学に行ったことがあるんです。赤穂市ではすばらしいこの制度をうまく活用して、地元の商工業者が物すごく活発に活動しております。ですから、ぜひ今年度中と言わずに一日でも早いことしていただきたいというふうに思います。答弁は結構です、早くやっていただければそれで結構です。

次に、質問させていただきます。

次は、統一的な基準による地方公会計制度の整備についてでございます。

平成30年4月1日より複式簿記による会計処理がやむを得ない理由がない限り完全に移行する必要があります。これらに対する準備状況についてお尋ねいたします。

移行に伴う固定資産台帳の整備は完了しているのでしょうか。それに伴い、職員の研修は進んでいるのでしょうか。

2つ目、太子町としては連結会計を導入する必要があると思いますが、それらの仕組みはどの施設が対象になるのでしょうか。太子町全体の会計制度の仕組みを明らかにしていただきたいと思っております。

この会計制度を利用して太子町の発展に活用できるとお考えですか。例えば、財政とか太子町の商工事業者等の発展とか太子町の施設運営の効率化とかこういったことに——私はできると思うんですけど、町の皆さんはどのように思われておるのでしょうか。お答え願います。

**○議長（清原良典）** 財政課長。

**○財政課長（森川 勝）** それでは、まず1点目、複式簿記によります会計処理がやむを得ない場合がない限り完全に移行する必要があると。その1点目としまして、固定資産台帳の整備が完了しているのか、またその職員の研修は進んでいるかということでございます。

まず、総務省のほうからでございますが、やむを得ない場合を除いて平成28年度決算書からこれを補完する書類として統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請されているものでございまして、現在の予算・決算の会計処理の方法が変更になるものではございません。まず、その点を御理解いただきたいと思います。

そして、この統一的な基準による財務書類の作成の前提としまして、正確な固定資産台帳の整備が必須でございます。現時点におきましては、今年度中に貸借対照表の資産の部に計上すべき金額を算定するため資産の棚卸し、開始時の簿価の算定に向けて現在準備を進めております。

職員の研修でございますが、この固定資産台帳の整備につきまして全庁の研修会を昨年10月に



実施しまして、また事前ヒアリング、また本番ヒアリング等を計3回行っております。今後も台帳の更新のみならず、財務処理等の見方、考え方等につきましても随時研修を行ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。

連結会計を導入する必要があると考えるが、どの施設が対象になるのか。太子町全体の会計制度、仕組み等を説明してもらいたいということでございます。

先ほども申し上げましたが、現在の予算・決算制度は現金主義会計を採用しております。これが現在の予算書、決算書でございます。これを補完する財務書類としまして平成20年度より貸借対照表等の4表を作成しておりましたが、総務省方式改訂モデルという簡易な手法で作成しておりました。それが、平成26年5月に総務大臣通知によりまして全ての地方公共団体に統一的な基準による地方公会計の整備、いわゆる新地方公会計が要請されまして、原則として平成27年度から29年度までの3カ年で統一的な基準による財務書類等を作成することが求められております。

対象の施設でございますが、全ての町の施設が対象となります。連結対象は本町では一般会計、特別会計、水道事業会計、全ての会計が対象になります。それに、一部事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合分が加わるものでございます。

次、2点目でございます。

この会計制度を利用したら太子町の発展に活用できると考えるかという御質問でございます。

まず、1点目の財政改革につきましてですが、資産、また債務、負債の正確な把握と管理が可能となります。決算分析や予算編成に利用できれば財政改革につなげていけるものと考えております。

2点目の太子町の商工業者等の発展についてでございますが、この新公会計を活用してより正確なコスト分析による事業評価を行って、先ほど来お話の出しております創業者支援に効果的に予算計上できることができれば法人税等の増収にもなり、また経済の活性化にもつながり、本町の活気あるまちづくりにも寄与するものと考えております。

3点目でございます。

太子町の施設運営の効率化についてでございます。新公会計につきましては、1つ1つの施設ごとの財務書類を作成するものではございませんので、新公会計での施設運営の効率化につきましては当初はなかなか判断しにくいものと考えております。反面、この固定資産台帳整備と並行しまして公共施設等の今後のあり方を考えるため、公共施設等総合管理計画というものの策定を現在進めております。この計画と固定資産台帳整備等をあわせることで効率的な施設運営に努めたいと考えております。

具体的に申し上げますと、各施設の運営が効率的に行われているかどうかについて公共施設等総合管理計画の付随資料としまして各施設の運営コスト、利用状況等を個別に把握するための施設カルテというものを現在作成する予定で今準備を進めております。これらを分析することで、他団体の比較等も考慮して施設の効率化につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田正之議員 補助的な帳簿ということでございますけど、この複式簿記——ちょっと時間長くなりますけど、まだ時間あるんで大丈夫ですか——複式簿記というのがいつから成ってるかというのは、実はベニスの商人がやってたのが最初だということです。このベニスの商人があれだけ発達した裏には複式簿記があったということです。例えば、フランスではベルサイユ宮殿を建てたのはあの裏で複式簿記があったんです。フランスは複式簿記の帳簿を出さずに破産するとギ

ロチンだったんです、だから皆税金を一生懸命払ったんです。イギリスは産業革命が起きた、これもイギリスでは会計制度が物すごく発達したんです、全部複式簿記です。

国の経済が発展するという点については、この会計制度というものが非常に重要な役割を果たしております。ぜひ、この会計制度を活用して、そして太子町全体をどのようにしてよくしていくかということの1つの道具としてフル活用するというぐらいの意気込みがないと、国がなぜ複式簿記をこの時期あえて入れようというふうに言ってきたのか、そのことはこの複式簿記が非常に重要であるということが言われてきておるわけです。

最近いろんな法律が改正されてますけど、例えば社会福祉法人に対する社会福祉法、あれでもちゃんと会計のことが書いてあるんです。翌月中に資産表をつくれって書いてあるんです、全部複式簿記です。そういうことをしないと国は補助金をおろしませんよというようなことをして複式簿記を広めようとしています。それから、中小企業の会計要領というのが、これ我々会計の人間は皆知ってますけども、会計要領をつかって会計、複式簿記をきちっとやってる企業者に対しては金利は下げます、保証料を下げますというようなそういう制度まで使って複式簿記を普及していこうというのが、今、国の姿勢なんです。

だから、町の皆さん、ぜひこの複式簿記をしっかり勉強して、そしてこの太子町の財政をしっかり建て直すというか、この間もいろいろ報告いただきましたけども、もっともっと安定したものにしていくということをしてもらえないんでしょうかということです。だから、ぜひ会計というものを職員のそういう面からも含めて研修をしていただきたいというふうにお願ひしときます。回答、よろしいです。

今後のを後でまた見させていただきますので、それによってまた一般質問のいつかの時期に再度質問させていただきますので。

それから最後に、5つ目で第5次太子町総合計画、これについてちょっとお尋ねしときますけども、この総合計画は町長さんがかわったということで見直す必要があると違うんかと。私、太子町の総合計画をずっと見せていただいたんですけど、人口が今約3万4,000人ですよ、それが今計画上やと3万2,000人ぐらいになつとるんです、減ってくるという。減ってないんです。きのうも決算の数字がありましたけども、固定資産税が減ってきて、それで所得割、住民税が増えてきたというようなことで税収の構造がだんだん変わってきよるわけです。その辺のところがあるので、これ見直しする必要があるんやないかなということ。

それから、国の施策が随分変わってきました。今までは、地方自治体に対して直接、「はい」言うて上からの押しつけみたいなことやったんやけど、これからは提案せんと補助金ももらえないというようなそういうことです。

それ以外に、町長さんがかわって新たな施策をいろいろ打ち出されておりますので、そういったこととこの第5次総合計画の整合性というのが果たしてそれでいいのかどうかというようなことも踏まえて、ぜひどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） お答え申し上げます。

まず、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画から構成されていて、そのうち基本計画は総合計画を策定した平成22年の5年後である平成26年度に見直しを行い、必要に応じて改定を行うこととしていました。また、実施計画は3年間のローリング計画で毎年度見直しを行うこととしています。26年度には、基本計画の細分化した基本事務216項目について関係部署がこれまでに実施した事務事業等の進捗状況や得られた成果、課題等を検証するとともに、今後の町の将来像の実現に向けて取り組むべき事項を考察し、現在の基本事務の内容を見直しました。

その結果、一部の項目において健康診査における生活機能評価の制度改正に伴う介護予防事業への移行、また会員数の減少による婦人会の解散、公共施設等の老朽・防災対策の必要性と緊急度の上昇などの状況の変化や取り組みの遅れが見受けられましたが、現行の基本事務の内容に沿って事業計画・実施が進んでおり、今後の事業計画において個々の課題への取り組みを強化、重点化することで対応できるものとして現在の基本計画を踏襲することといたしました。ただし、将来の推計人口は時点修正をいたしました。

これらの報告書はホームページで公表しております。また、実施計画を毎年度議会に報告し、またホームページにも掲載しております。人口予測の時点修正は、その後27年度に策定しました人口ビジョンにより、より精緻に修正したところでございます。

それと、現在の総合計画は平成31年度が最終年度となっており、今後、来年度より現計画の検証、平成30年度に次期計画策定作業、平成31年度に内容説明、修正、策定を予定しております。これまでの見直しにより、人口予測のずれ、また国の政策などの変化に対応しており、また町の施策変化は実施計画の見直しにより対応することとし、また次期計画がもう直前に迫っていることを踏まえまして、今、現計画の基本構想、基本計画を見直すことは現在では考えておりません。

以上でございます。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田正之議員 済みません、この第5次太子町総合計画を見させていただきまして、先ほどもちょっと申し上げましたけど、商工業について実に抽象的で、具体的なことが何もないんです。太子町の商工業者の方にこれを見せて、そして皆さん今後太子町はどうしてくれると思いますかということです。だから、太子町の商工業者の方はすごい偉いと思うんですけども。行政に余り依存しなくて、それだけ独立してやられているということは非常に偉いと思いますけど、もうちょっと、今後地方自治体間の競争というものが物すごく激しくなってくるわけですから、そうするとその辺のところをもっと強化してやっていかなければ太子町は他の地方自治体に負けてしまうということです。

一体太子町はどういう方向へ行ってくれるんですかということなんです。ベッドタウンにするんですか、そうすると工業者は邪魔なんですかということになるんです。この間総務常任委員会でもそういうふうな話が出たみたいですけども、そういうところについて、この第5次——今後計画つくっていくというのであればその辺のところをぜひ明確にしていってほしいというふうに思います。お答えをお願いします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 商工業の振興につきましては非常に重要な課題でございます。今現在、その総合計画に書かれている内容は非常に抽象的で、具体的な施策がほとんど入っていないということでございますけれども、実施計画の中に盛り込むことで振興ができると思いますので、今後、地方創生計画の中にも雇用の創出とかそういう商工業の発展というのは非常に重要な事項として入っておりますので、関係課と協議しながら新たな施策を展開できるようにまた協議してまいりたいと思います。また、今後、次期改定される総合計画にはそういうことも十分盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田正之議員 言葉では商工業者の発展とか何かよく言われるんですけど、具体的なこと、これがないと商工業者にとっても動きようがないということです。今ここで答えを求めても多分答

えはないと思います、そういうことを十分に考えられる人がいないというのが今の現状やと思います。

過去の歴史を見ましても、江戸時代に各藩が財政に行き詰まったときに何をやったかというのは、皆殖産興業なんです、入ってくることを考えるんです。どういうふうにして入れてくるか、そして節約するんです。その2つがあって初めて町全体、江戸時代では藩ですけど、藩が発展するわけです。この近くでは、姫路市では河合寸翁という方が藩の立て直しをしております、それから上杉鷹山が藩の立て直しをしてます。みんなやってるのが殖産興業なんです。

この辺のところをはっきりしないと太子町はこれからどないなるんですかということで、ぜひお考えいただきたいということで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（清原良典） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

次、平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

10番日本共産党平田孝義、通告に従いまして質問をいたします。

まず1つ目、国民健康保険制度について。

命を守るべき国民健康保険制度は2018年から都道府県と市町村の共同運営となり、市町村はこれまでどおり賦課、資格、給付の権限を持ち、実務を行うこととなります。そこで、都道府県には新たに莫大な国保特別会計ができ、財政運営を行う中においていろいろな問題が生じてくるのが考えられます。

そこで、何点かお伺いいたします。

(1)2018年度以降の保険料はこれまでの決め方と変わり、県が市町村に対し国保事業費納付金を割り振り、市町村は保険料（税）を徴収し県に対して納付することになるが、現年度賦課総額、納付金は100%納付義務となるのか。これが1点と、またそれに関連し、(2)100%集めることは現実的に無理で収納率は全国平均でも90%程度ですが、たとえ10%未収で赤字となったとしても次年度に「繰上充用金」として計上し、先延ばしできるのか。

その点に関連してお聞きします。

①当町の現在の累積滞納世帯は、また累積滞納金額は幾らか。

②国保料と税の差し押さえ、滞納処分への対処法はほとんど同じ手続（国民健康保険法第79条の2、地方自治法第231条の3第3項が地方税法の規定を準用する）であると思われるが、これまでに差し押さえを執行したことがあるのか、あるとしたら何件か。お尋ねをいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） まず、第1点目のほうからお答えをさせていただきます。

平成27年5月27日に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、改正国民健康保険法第75条の7において「都道府県は市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする」と規定され、あわせて「市町村は国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない」と定められていることから、市町村には納付金の納付義務が課せられており、県が示した納付金を全額納めることになると考えております。

ところで、各市町村の納付金額の算定ルールなどを定めた兵庫県国民健康保険運営方針につきましては、現在県と市町との協議の場、国保連絡協議会とありますがこれを設置し、制度改革に向けた準備を行っているところであり、詳細につきましては今後決定することとなりますが、国が示したガイドラインによりますと、「県は医療給付費等の見込みを立て、市町ごとの医療費水準、所得水準を考慮して国保事業費納付金の額を決定するとともに、県が定めた標準的な算定方法等に基づいて市町ごとの標準保険料率を算定、公表すること」になっております。

この県が算定する標準保険料率においては標準的な収納率で割り戻して調整することや、激変緩和措置を講じることなどが示されており、一方、市町村は県が示す標準保険料率を参考に、保険料算定方法や予定収納率に基づきそれぞれ保険料率を定め保険を賦課・徴収し、納付金を納めることとなっております。

2番目ですが、繰上充用制度は当該会計年度の歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の財源とすることができる制度であります。御指摘のケースが仮に平成30年度に起こったとして整理しますと、30年度歳入予算に未収が生じ、国保事業費納付金の支出に必要な財源が確保できなくなった場合、翌年度の31年度歳入予算を前倒しして30年度の財源として使用することとし、納付金の支払い自体は30年度中に済ませることになります。この場合、31年度予算においては30年度の納付金の支払いに用いた財源を繰上充用金として歳出予算に計上することになります。

しかしながら、本来は当該年度に支払うものの財源は当該年度に確保すべきものであり、繰上充用を用いた財政運営は決して望ましいものとは言えません。本町といたしましては、納付金に必要な財源が当該年度中にしっかりと確保できるよう保険料率の適正な設定や収納率の向上に努めるとともに、万が一財源が不足した場合には国保財政調整基金の繰り入れによる財源補填を第一に検討したいと考えております。

また、県においても国民健康保険財政安定化基金が設置され、市町が保険料必要額に対して収納率の減少等により保険料収納額の低下が見込まれる場合には通常基金の活用が法令により規定されていることから、現在のところ繰上充用を実施する考えはございません。

それに伴いまして、当町の国民健康保険税に係る累積滞納世帯は1,018世帯、累積滞納金額は2億5,653万3,779円であります。また、差し押さえにつきましては、保険税を納付されている被保険者との負担の公平確保などを踏まえ、法令の規定にのっとり実施しております。平成27年度の差し押さえ件数は21件でございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 2018年度以降の国民健康保険制度が変わるということで県との連絡・協議をこれから進めていくということで、そういった中で算定されてある程度のことこれからできてくると思うんですけど。今部長のほうからいただいた回答では、繰上充用にしてもこれはあり得ないということからして、かなり当町も累積滞納世帯、これ今現在1,018世帯ですか、それと2億5,000万円という滞納金が出てるという中で当然保険税に限らず他の税金からしても大変なことだと思うことで、今後どのような手だてをとっていくかということで事前に私は聞いたわけなんです。

それで、今国保税に対する差し押さえ、これが平成26年度全国都道府県差し押さえ率ランキングというのがありまして、これは厚生労働省保険局国民健康保険課のデータによるものなんですけど、これが兵庫県ではどうかといいますと、平成26年度で国民健康保険料滞納世帯が12万7,684世帯ということが表示されております。それと、全国で埼玉県に次いで6番目に多い県であるんです、兵庫県は。それで、26年度に差し押さえした件数が6,526件、かなり差し押さえ件数が多いわけなんです、兵庫県としては。差し押さえ率が5.1%、差し押さえした金額が31億3,876万7,453円、1人当たりの差し押さえ金額が48万963円、このようにそういった全国での国民健康保険世帯に対する滞納というのが表示されております。

そういった中で、2018年度に国保が広域化に変われば当然今以上に各自治体による差し押さえ、滞納処分が強まることを指摘した中で、私は今当町にどうなのかということをお尋ねしたわ

けなんです。

そこで再度質問ですけど、当然現年度の納付金分の保険料収納に加え、赤字分の過年度滞納分の収納で解決しようとして滞納世帯への差し押さえによる換価に走ることが当町ではこれから起きないかということの懸念と、この件について可能性はどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 差し押さえにつきましては、差し押さえるものの種類としましては預貯金なり生命保険なり不動産、それとか税の還付金というものなどが考えられるんですけども、不動産につきましてはなかなか公売というところまでには至ってない部分がございます。町内にお住まいの方の財産を公売してしまうというのは町内に住むなみたいなそういうふうな懸念もございまして、それだけではないんですけども、不動産の差し押さえにつきましては時効停止という、中断という形で、まず第1次的に今のところはさせていただいております。

また、動産につきましては、家宅搜索というんですか、そういうのをさせていただいてインターネットの公売というのを過去にはやっております。いつでもできる準備はできておりますので、そちらのほうにつきましては対象の方がいらっしゃれば即時取りかかれるというような状況にはなっております。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 質問の続きということで、回答からしても確かに太子町はやんわりとした、県の差し押さえからすればかなりやんわりとしてるかなという気はするんですけど。法的には国民健康保険料の納期を過ぎても納付がない場合、これは当然自治体は滞納処分をして保険料を徴収しなければなりませんよという、こういう決まりがあるわけなんです。

ただ、例えば国税徴収法第47条では、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税を完納しないとき、徴収職員は滞納者の国税についてその財産を差し押さえしなければいけない」と、こういった規定がございます。そういった中で、ただ差し押さえには厳密なルールがあり、特に差し押さえ禁止財産は国税徴収法の第75条から第78条に明記されております。生活必需品や事業に不可欠なもの、さらには生活保護費、児童手当、それと児童扶養手当、それと特別児童扶養手当などは差し押さえが例外なく禁止されております。この件については前にも一度質問したことがあるんですけど、当町はこれ押さえてないですよ。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 当町はそちらの差し押さへのほうはしておりません。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 それとあと一点、さらに差し押さえが制限されているのは給料や年金などで最低生活費というのがありまして、公租公課の金額は差し押さえてはいけないということになっておるわけなんですけど、この件についてはどうですか。年金などについて。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 年金、給与につきましては、先に預貯金のほうとか動産のほうを見させていただいてからというような形になるかと思えます。生活に必ず必要な費用というのは差し押さへのほうはできません、生活を奪ってしまうような形になりますので。そちらのほうについてはよく考慮してやらせていただくような形になっております。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 最後に、1点だけお聞きしたいんですけど、例えば悪質な滞納者の見きわめ、そういった中でどんな判断で悪質だってことをなされておられるんですか。最後に一言聞きたいんですけども。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 納付がされなかった場合、督促状、催告書を送らせていただいて、それでも納付がない場合、本人さんと面会——呼び出しなり訪問するなりという形で滞納された方と直接お会いして納税相談をさせていただくようにしております。その中で生活状況なりをずっと対話の中で聞き出していきまして、実際に所得が本当にあってあえて納められないのか、本当にいろんな事情がございまして、例えば病気をされたとかということで急遽お金が必要になって税のほうに回らないとかという、いろんなそういう事情をお聞かせいただいた中で判断をさせていただくようにしております。残っているからといって一方的にいきなり差し押さえというような手続というのはやっておりません。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 きょうの僕の質問は内容的にまだ先のことで、例えば2018年以後どうなるんかということで臆測的なことをきょうは質問させていただいたわけなんです。それで、今後何かと問題が生じるのではないかという上でのことであって、国民健康保険といえ命を守るべき政策であります。そういった中で財産が奪い取られたりとか、広域化のために人情がないようになるとか——今太子町がやっていますからある程度やりとりの中でできますけど、県がやるとなると当然人情を失うんじゃないかということと、合法的に生活に困窮をするという事態が頻発してはいけない、そういった中でお願いで私は質問をさせていただいたわけなんです。

だから、今後そういったことも対応していただいて、国民健康保険が緩やかで、ある程度困った人を助けてもらう、またそういった命を守っていただくというのが目的ですから、ぜひこういうことも考えてやっていただきたいということで、次の質問に参ります。

2番目、「ストップ」いじめについて。

滋賀県大津市で起きたいじめが原因となって中学生が自殺した事件が大きな契機になりました。いじめが原因と見られる若者の自殺が社会的に問題になってから既に30年近くなっていますが、なかなか根本的で有効な対策がない中でいじめ防止対策推進法の施行から3年目を迎えております。

そんな中で、(1)いじめの定義や判断基準はなかなか難しい面が考えられます。これまで教育委員会、学校などが行ったいじめの実態に関する調査、研究についてどうであったのかということと、またさらには①の実態について、いじめ問題では解決のためには身近にいる大人、教師、友達などに相談するようにより勧めていると思いますが、被害に遭っている子供の中にはいじめられているという認識がないケース、さらにはいじめられている事実を認めたくないという子供が多くいると思うが、この件についてはどうなのか。

②最近、幾つかの自治体で全ての公立中学校にいのちの手帳を配布しているケースがあると聞くと、この件についてはどうなのか。お尋ねいたします。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 議員がおっしゃいましたように、いじめ防止対策推進法を踏まえて、平成26年に兵庫県いじめ防止基本方針が策定されております。ここには兵庫県におけるいじめの防止等、すなわちいじめの未然防止、早期発見、早期対応の基本的な方針等が示されております。この方針には、いじめ防止等に関して学校が取り組まなければならないことが明記されており、

例えば学校のいじめ防止基本方針を策定すること、学校内にいじめ対応チーム等の校内組織を設置すること、学校教育活動のあらゆる機会を捉えていじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成すること、県作成のいじめ対応マニュアル等を活用し、校内研修や事例研究等を通して教職員の対応能力の向上を図っております。そして、日常的な実態把握のために定期的な教育相談やアンケート調査等を行うことなどが上げられております。

議員の指摘のいじめを認識しない児童・生徒、いじめを認めたくない児童・生徒がいるのではということではありますが、このような学校の取り組みから、いじめを受けている本人が訴え出ることができなくてもいじめを認知することができることを考えております。

今後も町内の各学校において、いじめを許さない学校の風土づくり、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを基盤とした学校経営に努めてまいります。

もう一点ですが、議員の御指摘のいのちの手帳ですが、いのちの生徒手帳のことであると理解しております。NPO法人のプロジェクトで、公立中学校などで持つことの多い生徒手帳にいじめ防止宣言、いじめ、嫌がらせに遭ったときの対処法、いじめを見つけたときの対処法、連絡先などが記載された1枚物のシールを張りつけるものでございます。既に兵庫県では各相談機関の連絡先を記載したカードを年度初めに全児童・生徒に配布しております。このいのちの生徒手帳のシールに相当するものと認識しております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 いじめは、確かに見た感じではいじめなのかふざけなのかわからないという複雑な面があると私は思うわけなんです。それで、先ほど教育長が言われた平成26年に基本方針、いじめについていろいろマニュアル化されたということを知りましたが、きれいごとであって本当にこれが活用できるのかということ、私はきょうそういった中で質問をこれからするんですけど。

現実には、もう何も無いから問題がないよということが往々にしてあるわけなんです。起きてから慌てるのが当事者だと私は思うんです。当然、これ国からの押しつけもありこういうマニュアル化もされたのではないかなと私は思うわけなんですけど。先ほども私が聞いているとおり、よくいじめの問題では解決のためには身近な人にとって、これよく言われるんです、教員、そこにいる大人、周りの人、それにまた友達、そういうようなことを言われますけど、本当にいじめられてる子供が私はいじめられてますよと認めるということが少ないんじゃないかなということがデータ的に出てるんです。

そういった中で、当町の小・中学校においてこういった細かなとこまで調査を行う機会もあったと思うんです。これまでそういったことを本当にやられたのか、やられてないのか、それも伺いたいんです。そこらはどうですか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） この件に関しましては、議員がおっしゃるとおりなかなか把握できないし難しい課題ではあると思います。でも、学校の教員は子供が低年齢なほど子供の様子またはその生活のリズムの違い等々で把握できるのでございますけども、高学年、中学生になればなかなかそれを発見するのが難しゅうございます。それでも、それを見抜くという教師の目の力とか、そしてまた生徒からの通報とか、また親からの通報、連絡等々に頼らざるを得ないこともございます。

その中で、より細かな子供たちの心の動きというものを把握するために、小・中学校では学期に一遍、生活調査というもの、これは個人に配りまして、自分が思っていること、自分がいじめ



に遭っていること、自分が困っているようなことを学級担任に出すようにアンケートをとっております。それによって、今まで教師がわからなかったことを把握できたこともございます。また、中学校になれば、生活ノートといいまして毎日子供たちが先生とノートのやりとりをやらせまして、その中で自分の気持ちをノートに記して、先生、担任が早く生徒の気持ちを把握するような努力もしております。

また、中学校では非常に思春期で子供たちの気持ちが揺れ動きやすいときでございます。それで学年で教育相談月間というもの設けまして、相談日とかそういう子供の悩みを聞く月間といたしまして余分にそういう期間も設けまして、子供の心理面の動き、子供の様子の動きをいち早く早期に発見するというような試みを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 この子供のいじめについて、初めてなんですこの質問、5年間の間で。私が今回なぜこの質問をしたのかといいますのは、これは現実にあったことで、子供たちの今年度の夏休みのことでありまして、信号待ちをしていて待っているときに、多分中学校の子供だったと思います、横断歩道の前で信号待ちしているちょっと小さな子供でした、多分中学生には間違いはないんですけど。後ろから来た生徒4人の中の1人がそのおる子供を後ろからいきなり足蹴にした、これを私は直接自分の目で見ました。

そういった中で、私はすぐさまある店の駐車場に車をとめて注意したわけなんです。それで、確かに何人もの大人が信号待ちしてますから、車の中で七、八台の人は見てたと思うんです。それでも、見ているだけでそのまま皆立ち去りました。もし、あのときその歩道から蹴られた勢いで飛び出していたら多分大きな事故になっていたと私は思った関係で、すぐさま——場所は言うてもいいんですけど言わないで——店の駐車場を借りまして、その子に注意をしました。そして、気の毒そうな顔してました。

ただ、僕も議員してますから、余りそういうことを追及してどうだこうだって子供をそういうふうにご注意すべきかなということを判断したのはなぜかというのは、これ悪ふざけというのがあるんです。仲がよくて冗談やったとか、それが僕が見た目では本当にそれがいじめだったんかということも自信ありません。そういった中で、はっきりとはしないため私はその場から立ち去っていったわけなんです。

そういう中で教育長に聞くが、このような似通ったことが学校内外で何かそういう電話とか相談がございませうか。それをお伺いします。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 先ほどの事例ですけれども、やはり議員さんがおっしゃったようにどこまでふざけてるんか、どこまで人間関係ができてるのか、その辺はちょっと把握できません。今、テレビ等でよく「いじり」という、要するにバラエティーでちょっとふざけておもしろがっている場面が多うございます。子供たちはそれが何げなしにやっておっても、そのやられた本人が非常に苦痛であればこちらに訴えてくるわけでございますけれども、今言いましたようにその辺の人間関係がどれほどできてるんかなというようなことが把握できません。

ですので、もしその辺のところを学校のほうへ言うてくればすぐに対応できますし、また最初に言わなければいけなかったんですけども、議員がそのようなことを見つけて問いただしてくださったということは、本当に私どもはうれしく思います。それで、もしよろしければ、その学年とか名前とかわかっておればその都度私どものほうへ、また学校のほうへ連絡していただければ、すぐさま対応できると思います。

そのいじめ等々につきましては、今言いましたように毎学期のアンケート等々でこの教育委員会のほうへは上がってきております。ちなみに、28年度は今のところ小・中学校合わせて6件がこの8月までに上がってきております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 いじめは、今言われたようにふざけている場合もあるし、それをまた阻害して追及して子供の心を傷つけるということもありますので、そこらも慎重にかかってやっていただきたい。

ただ、先ほどいじめ防止に対する手帳、いじめ防止宣言、これ太子町はそういった手帳にちゃんと書いて張り出して、何かあれば報告する先とか、または連絡する先とかそういうものの手帳はなされてるんですか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 生徒手帳を持ってまして、このように各児童・生徒には連絡先とかそういう相談先はこういうものを別々に配っておりますので、これを張りつけておれば、自分にそういうことがあれば連絡してくると思います。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 そういうものをちゃんとやってるということで、確かに子供の命綱にもなる可能性がありますので、ぜひこのようなことも考えていただいて、これから先、事故の起きない教育に光を当てていただきたい。それをお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

次の質問は、子供の貧困について。

今、なぜ格差と貧困が広がったのか、不況のせいでも、国民の努力が足りなかったわけでもないとは私は考えます。構造改革と新自由主義の中で政策的につくられてきたもので、1つは働くルールを壊し、低賃金の非正規雇用労働者を増やしたこと、そして社会保障や福祉制度を切り縮めてきた、一見何もないようにあるが、これらが子供や若者を直撃して、非常に厳しい貧困状況を生み出してきたものと考えます。

そこで、(1)子どもの貧困対策法、正式名は子どもの貧困対策の推進に関する法律、これは平成25年の第183回国会に議員立法の法律案として提案され、衆参両院の全ての政党のもとに平成25年6月19日に成立しているが、十分に活用されているのか。

①法律に基づいて大綱がつけられて課題を明記しております。しかし、1人の子供たち、若者たちにこういう権利、制度があるということを公表する必要はないのか。

さらに、②むしろ行政側に制度があっても知らせない、こちらから聞かなくては利用ができないという、このような件についてはどうなのか。お尋ねをいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） お答えをさせていただきます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、平成25年6月19日に成立、平成26年1月17日より施行されました。本法律第8条の規定に基づき、政府は子どもの貧困対策に関する大綱を策定しております。大綱においては、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に対する指標、その指標の改善に向けた当面の重要施策が①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労支援、④経済的支援といった4本柱で記載されていますが、今のところいずれも方向性を示したものであり、細かく具体的な施策といったものではありません。

本法律の施行及び大綱の策定につきましては既に政府公報等で公表のほうはされております。

この法律の施行で理念あるいは方向性は示されましたが、子供の貧困対策そのものの具体的な施策がまだ不透明な状態ですので、現在のところ町としましては細かなことをお知らせすることができません。しかしながら、国、県、町においては子供の貧困対策に関係すると思われる事業でもう既に実施されている事業もございます。これらの事業につきましては、これから新たに事業の拡大、展開等が実施されることになりましたら迅速に広報、ホームページ等で随時お知らせをさせていただきます。

それと、新たな制度ができ、具体の事業展開ができる運びとなった時点でお知らせし、周知することとしております。また、既存の制度につきましてもホームページにて公開しており、例えば給付等の時期が決まっているものにつきましては、事前に広報等でお知らせしております。窓口等で御相談があれば、その方に利用可能なサービスを紹介、御案内をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 部長のほうから、いつも詳しくありがとうございます。

子どもの貧困対策法の内容を見て、子どもの貧困対策法の目的、さらには基本理念、さらには国の責務というのが出されているんです。何か、国が決めたことを地方に押しつけるという感じがある中で確かに地方としては大変なことだなと私はいつも思っております。国が率先してそれを完全にやってくれれば地方としては楽なんですけど、そうもいかない。制度だけをつくっておいて、勝手にやっってくださいよということが多いかなと思うわけなんです。

そういった中で、この問題を考えれば考えるだけ難しい問題であります。そこで、行政がどこまで携わっていくのか、これもまた大きな問題であります。これが大事なことであると思うわけで、少子化対策とかいろいろな対策を講じながら地方は頑張っておられます。そういった中で、現実には子供を産み育てることへのハードルがとても高い、子供が生まれても教育格差や教育貧困問題、これがどうしても見え隠れをしております。

そういった中でよく言われるのが自己責任論、自立、自分一人で何でもできることであれば死ぬほどの目に遭わない限り社会的な支援なんて利用すべきではないといった考え方が今現在日本の社会にまかり通っております。自立、自助、家庭責任というそういった名の自己責任論の押しつけが、今現在子供たちにまでその格差、貧困が生じていると私は思うわけであります。こういったことに対して、当町としてはどのように考えておられますか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） おっしゃるとおり、子供の貧困部分に関しましては世代をつながっていくというものがございます。親の就労がちゃんとできてなかった場合に子供にしわ寄せが行きます。そして、その子供が満足な親の保護とか支援を受けられない場合に、その連鎖がまた次へ続いていくというような悪循環になっていくということも十分考えられます。その連鎖をいかにして断ち切っていくかというのは、国を挙げて、地方公共団体のほうも取り組んでいくべき問題ではないかと思っております。

そういう意味で、先ほども申しましたように既に実施している事業につきましては縮小とか、なくなることがないようにしていきたいなということは十分に考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 例えば、あの子変だよねとか、友達つき合いしないんだよねとかこういうふうに見える。そうやって貧困状態が見えないまま孤立していく、地域社会の中で家庭全体が孤立し

ている様子というのは大きな犯罪等があったとき初めて浮かび上がってくるということであり  
ます。気づくときが遅過ぎるということになるわけで、貧困のため他の人たちとのつながりを失っ  
ていくことで貧困が見えなくなるという孤立の問題があります。このような問題、現実には他の自  
治体で起きております。このような先を見据えた対策など、当町で話し合ったということはある  
ますか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 子供の貧困対策の対象となる方たちがどういう方なんだろうかと  
いうことを話し合いをしたことがあるんですけども、なかなか具体的に見えない部分がありま  
して、調査するにしてもどういう形で調査をかけていったらいいんだろうかというのは非常に悩  
んでおるところです。この方がそうやということで特別な支援をすると世間に広まってしま  
うんですか、そういう懸念もありますので、デリケートな部分でもございますので、事業に取  
りかかる部分につきましてはかなり慎重に対応していかなければならないと考えております。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 その程度で結構です。ただ、教育長のほうにも1点お伺いしたいんです  
けど、昨年度の不登校児童・生徒数が小・中学校で全体で52名いたようですが、貧困というこ  
との質問の中で多少関連性もあるのかなという感じで私はお聞きしたいんですけど、何が原因でどのよ  
うな対策をとろうとしているのかお答えをいただきたいんですけど。

○議長（清原良典） 傍聴人の方、声がすごく反映されますので、もう少し静かにお願いしま  
す。

教育長。

○教育長（寺田寛文） 貧困と不登校と、そしていじめというようなことは微妙に絡んでいるか  
もしれません。ただし、貧困の場合は準要保護とかそういう面で学校ができるだけの金銭的な援  
助をし、また家庭訪問し、子供が先生によって登校しやすいように、またいじめを受けないよ  
うに、また学校に来やすいような環境づくりをしております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 支援が確実に実現すれば、貧困に対する目標は多少少なくなるのではないかと  
思うわけです。そういった中で、国は地方に押しつけるということを先ほど私言いましたけど、  
国の責務を果たすという意味で地方としても現実にそういったことも考えながら先を見ていた  
だきたいということをお願いいたします。

最後に、貧困に関し、服部町長にお尋ねしたいんですけど、20代、30代のお父さんたち、普通  
に働いているにもかかわらず暮らしていくのが大変、生きていくのが大変、こういう状況です。  
7月の太子町長選挙で初当選して、初登庁して、訓示では未来に向けて町が取り組まなくてはな  
らない政策を選挙戦で掲げたと、目的は町長になることでなく課題を解決していくことだと覚悟  
を述べられております。

早速、西播地域では太子町以外の全てで実現している中学卒業までの医療費完全無料化実施に  
向け、さらには所得制限をなくし、議案第50号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例  
の制定の提案を議会に出されておられます。これこそ未来に向けた少子化対策、さらには貧困対  
策に必ず結びつくものと考えられます。心身の成長期にある子供たちに受診抑制が発生すれば、  
将来において取り返しのできない事態になってしまいかねません。どの家庭に生まれても必要な  
医療が受けられるようにできることは、成長期にある子供たちに受診抑制をもたらしてはなら  
ないというよき判断であったかなと私は感じました。

新庁舎建設後の財政的に大変な折、どのような展望で早速実現に向けようとしたのか、その思いをお聞かせください。お願いします。

○議長（清原良典） 町長、答えられますか。

（町長服部千秋「はい」の声あり）

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 議員が御指摘されましたとおり、私は町長選挙におきまして中学校3年生までの医療費の無料化を町民の皆様にご訴えかけてまいりました。その思いは、心身の成長期にある子供たちが安心して医療を受けられるような環境を整えることであり、さらに申しますと、安心して子育てができる場所として太子町を選んでいただき、長期的には人口が増加して活力ある町をつくり出すことであります。

議員が今おっしゃいましたように、近隣市町ではこの施策が既にとられておりまして、このままでは小学校、中学校の親御さんなどの御期待にも十分沿えない現状があり、この事柄をお約束したとおり今回の9月議会で提案させていただいているところであります。

財政的な負担が生じることは事実であります。しかしながら、住民の皆様の声をお伺いすると、中学校卒業段階までの医療費無料化は喫緊の課題であると判断しております。財政面を理由として実施を先送りするのではなく、今の町予算の使い方を再点検し、事業の取捨選択を行うことで財源を確保し、このニーズの高い施策をできるだけ早く住民の皆様にご提供したいと考えております。

また、所得制限につきましても、今回の条例改正案において撤廃することを提案させていただきました。この医療費無料化事業は、私は福祉施策という面だけでなく子育て支援という視点から捉えなければならないと考えております。子育てをされる御苦労、病気やけがに遭われたお子様を心配する親御様の思いは所得に関係なく皆同じであり、全てのお子様に対して安心して医療を受けていただく環境を整えることが大切だと考えております。このことが、安心して子育てできるまちづくりにつながり、ひいては人口の増加に、私たちの町太子町の活力にもつながると考えております。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 町長からの回答をいただき、これ最後ですけど、貧困や格差をほっておくとどうなるか、社会全体が崩れていくのがないのか、そういった無縁社会という言葉をよく思うのでありますが、人と人のつながりが断ち切られ、私たちの生活を支える社会の土台が崩れていく現実が広がります。人によっては、いや、そうじゃないよと思われる方もいらっしゃるかなとは思いますが、どうか行政の力をもって、中身のある、本当の意味で「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」を築いていただけますようお願いいたします。

それと、教育長にもお願いいたします。学校こそが子供たちの困難を打開する糸口を見つけ、必要な援助を具体化する、さらには貧困、いじめをなくす防波堤の役割を果たす必要があるのではないかと思います。どうかこの件も今後お願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清原良典） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

議員の皆さん、お伺いします。

約10分で正午が来ますが、2階には傍聴人の方がたくさんおられます。どうされますか、引き続き中裁議員、やりますか、それともお昼にしますか。

（中島貞次議員「中途半端なんで、質問しても、答弁が。だから休憩したら」の声あり）  
もうお昼にしますか。

(「はい」の声あり)

そういう話が出てますけど、皆さんいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。中藪さんはもう決め事に従いますね。

(中藪清志議員「はい」の声あり)

それでは、申しわけないですけども、暫時休憩します。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午後1時00分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中藪清志議員。

○中藪清志議員 4番中藪清志、通告に従い一般質問を行います。

当初、前段で関係ない話はなるべく控えるようにと一般質問の場ではありますが、後に出てくる情報共有に関連しますので、少し内容をお伝えさせていただいてから本題に入りたいと思います。

まずは、先ほどもありましたが、職員の皆さん、昨晩は水道の復旧への対応お疲れさまでした。我が家でも1時間ほど水道の出が悪くなりまして、それだけでもすごく水が出ないという不安感に襲われておりました。また、そのときに多くの方からお問い合わせをいただきまして、僕自身もちょっと状況がつかめてなかった中での対応でしたのでどうなることかと思っていたんですけども、その中でも話の中で出ましたのが、災害のときにやはり水が出ないことが課題なのでないかというふうな話にもなりました。今後、さらにその件については研究する必要があるのではないかなと感じております。

また、SNSを通じて原因や場所がすぐに広まっていることに、ネット社会の情報拡散の速さと情報収集力について改めて感じまして、町のほうもすぐにフェイスブックですとかホームページのほうに情報をアップしたというような形で、よい方向で活用できることを推進していければいいんじゃないかなというふうに思った次第です。この会が始まる直前ですけども、本日に状況の説明をされたこともよかったなというふうに感じております。

それでは、新町長の町政運営方針についてという一般質問に入らせていただきます。

現在の政策は執行は既存の行政当局ですが、前町長の特色が出ているので、細かいことに関しましては今後新町長の政策の色が出てくれば町長にまた確認していきたいと思います。今回は方針などにスポットを当てまして質問していきたいと思っております。

町長が挨拶の場などでもうこの内容については話をされてたりするかもしれませんが、改めてこの場で確認させていただきます。

1つ目に、職員との関係性についてです。

町長は、議員時代に一般質問や日々の議員活動の中で職員の接遇改善や事業の執行について厳しく問いただし、衝突したりもしてきたと思います。議員としてはあるべき姿かもしれませんが、選挙によって行政のトップに立ったのであれば、ただただ厳しく接するのではなく、職員の提案や意見に聞く耳を持ち、厳しさと優しさのあるトップとして良好な関係性を構築し、仕事のしやすい環境を整えることが住民や議会にとってもよいことであり望まれるものだと思うのだが、今後の考え方は。

続いて2つ目に、議会との関係性についてです。

町長は、議員時代に議会が軽んじられている、議会に対して情報が開示されていないと強く言われていたのが印象に残っていますが、今後議会に対する情報公開のタイミングや頻度を、自身

が過去に感じられていたことが払拭されるような形で考えておられるのか、また議会との関係性はどのように考えているのか。

3つ目、選挙公約について。

選挙公約の中で将来に向けたまちづくりとして市街化調整区域のことを掲げていますが、具体的にはどのように考えているのか。また、子供たちが安心して学べる教育の充実として学校区再編に向けた考えもあるとあったが、具体的な内容と太子町の宝である子供たちの将来を構築していく今後の教育について教員経験を生かした町長の考え方について問います。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、(1)職員との関係についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおりに思います。私自身も厳しさと優しさを兼ね備えて職員との良好の関係を築き、働きやすい職場づくりを行うことが非常に大切なことと考えております。そのためには、職員との対話を重視するために、1点目は職員は私に積極的に発言する権利があり、私にもその意見を聞く姿勢があること、2点目は職員自身が生涯の仕事として選んでくれたこの太子町役場を働きやすい職場とするために私も積極的に協力すること、そしてそれが住民の皆様の幸せにつながることを、登庁した最初の8月8日の訓示の中で職員に伝えております。その文章は、訓示に来ることができなかった職員にも見てもらうように役場内の職員が見ることのできる掲示板に掲載しております。マスコミにも文書を差し上げておりますので、もしも議員の先生方も必要でしたら、おっしゃっていただきましたらお渡しいたします。

これまで、住民の代表である議員として学び、経験したことを生かし、私自身がみずからに甘えることなく、至らない点は努力しながら太子町という大きな船のかじ取り役としての任を全うしたいと考えております。

(2)議会との関係についてお答えします。

町の施策はさまざまな段階を経て実現化しておりますが、その過程において議会から御質問があった場合はその都度真摯にお答えすべきであり、どの情報をいつ公開するというタイミングという考え方でなく、議会の先生方が調査されるのに必要な段階で情報を公開していくべきだと考えております。ただし、個人情報や情報公開条例で非開示情報となっているものなど、出すのが不適切であると判断されるものは出せない場合もあります。

1つお願いをさせていただきますならば、私は議員個々というより議会としての意見をまとめていただくようにしていただけるならば、より力のあるものとなると思っております。また、議会の御意見を真摯に聞かせていただきますが、内容によってはそのとおりにできないと判断させていただく場合もあるかもしれません。しかし、私が議会を尊重したいと思っていることはぜひ御理解いただきたいと思っております。

(3)選挙公約についてお答えをいたします。

①将来に向けたまちづくりとして市街化調整区域内の問題を掲げているが、具体的にはどのように考えているのかについてお答えをいたします。

選挙公約の中の市街化調整区域内の問題及び学校区の問題についてお答えするに当たり、私のスタンスをまず申し上げさせていただきます。

私が選挙で申し上げたこと、街頭演説で申し上げたことは、まず第1に町長ほかを守るべき倫理条例を制定してみずからを律する、第2に中学校卒業段階までの子供医療費を無料にする、そしてその後、じっくり時間をかけてまちづくりのあり方について住民の皆様と御議論を重ねながら市街化調整区域内の問題及び学校間のアンバランスの問題、その他の問題も議論を深めながら、もしも皆様方の御了解が得られるならば具体的な施策に踏み込むことがあるということをお述

べました。つまり、町民の皆様も行政もこの内容、そしてこれら以外の内容も理解を深め合いながら町のあり方を考えていきたいと思いますということを述べさせていただきました。

私は、将来のまちづくりに向けての公約といたしまして、特別指定区域制度の新たな活用と、人口減少や税増収対策として龍田地区、石海南地区の市街化区域の拡大や用途地域の見直しを含めた土地政策について、地域の問題を地元の皆様と協議させていただき、見直せるものは見直していくとの選挙公約を掲げさせていただきました。しかしながら、国のコンパクトシティー化への誘導施策との整合性など長期的に粘り強く取り組まないと実現できない課題であることは認識しており、心を新たにして重点施策として取り組んでまいりたいと考えております。そのために、まず各地区での現状や課題の抽出を行うために、土地利用の制度や仕組みを勉強していただくための出前講座等を開催させていただきたいと思っております。

次に、地元の方々の機運を見ながらまちづくり協議会の設立に向けた支援などを行い、住民の皆様と土地利用の状況や問題点などを把握してまいりたいと考えます。地域特性に応じた土地利用計画を定めることができると考えております。さらに、県の条例である特別指定区域制度の活用についてもあわせて検討しながら、地域コミュニティーや地域環境を守りながら地域の特性を生かした土地政策について全力で取り組む所存でございます。

②子供たちが安心して学べる教育の充実として学校区再編に向けた考えもあるとあったが、その具体的な内容についてという点についてお答えをさせていただきます。

学校区再編に向けた考え方についてですが、学校間のアンバランスの解消を目指し、学校区のあり方を町民の皆様へ投げかけ、必要があれば校区の一部変更を含めて提案しますとの公約についてですが、私が町内に私の新聞を配って歩いているときによくお聞きしました1つが学校間のアンバランスを解消してほしいという声でした。この問題は、過去から常に町民の皆様からお聞きしている課題であり、その根底には平等な教育をしてほしいという保護者及び関係する方々の思いがあると認識しております。したがって、必ずしも校区を変更することだけが解決方法なのか、それだけでなく、根底にある町民の皆様の思いをどう受けとめ、それにどうお応えしていくのかということが極めて大事なことでありと考えております。

つまり、学校区再編だけが解決方法だと言い切っているわけではありません。このたびの選挙で問題提起をさせていただきましたので、住民の皆様と時間をかけて御議論をしていきたいと考えております。いろいろな角度から御議論し、またできることとできないこと、そういったことを整理していくことが必要であると考えております。この問題の進め方も時間をかけて進めていきたいと考えております。今、関係部署との調整が終わっている段階ではありません。これから時間をかけて話を進めていきたいと考えているところでございます。

私自身は、次のように考えています。

(1)まちづくりについて、住民の皆様はこの問題を含んで投げかける場を持つ。

(2)教育について、例えば複数の保護者から私が聞いてきたことですが、校区間の児童数の差が大きく不平等であると保護者ほかから思っておられるのであれば、なぜそう思っておられるのか、本当にそうなのか、そういったことを話し合う。

(3)それでも保護者ほかの了解が得られない場合、校区再編の問題も含めて地域の方々と議論を進めていく。

これは地域の方々と議論を深めてでないといけないことであり、また1回の会議でできるものでもないと考えております。何度も何度も町民の皆様の御意見を伺い、またフィードバックをしていく過程を経てでないといけないものではありません。この課程で、学校教育で何が求められているのか、それは果たして学校だけで解決できるものなのか、保護者様ほかは何をしていただか



なければならないのか、保護者様ほかが求めておられていることは本当にどこまでできることなのか、もしくはできないことなのかなど、多くの問題について皆様方と認識を深め合う場を持たない限りこの問題はいつまでも言われることになると思います。ある意味、永遠の課題と言えるかもしれません。

教育委員会がその覚悟を持ってくださらないと、この問題は進展していきません。時間をかけてその準備を進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 いっぱいあったんであれなんですけれど、順序があれになります。先ほどの子供たちの学区再編に向けての後に、質問の中で教員経験のある町長の考え——先ほどはすごく学区再編というところが結構ピックアップされてたかと思うんですけれども、何かほかに今までの経験上であるとかというのはありませんか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 私が私の新聞に書かせていただいたことで例を挙げて申しますと、大学教員の方々の授業を義務教育段階でやりたいということを書いていました。これにつきましては、学校での年間の授業の計画がありますのでその中でそういったことができるかできないかということがございますので、それを今教育委員会のほうで学校に聞いて調べてもらっている段階でございます。

私個人のほうは、町内にも大学教員がおられまして、私複数の方を存じておりますけれども、こういったことをもしすることになれば御協力していただけないでしょうかということとは既に申し上げておりますけれども、現場との調整とかございますので、私が一方的に進めるわけにもいきませんので、教育委員会と調整をしながら、もし進めることが可能であれば進めさせていただきたいと思っております。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 それでは、先ほどいただいた答弁の中であるんですが、職員との関係性というところなんですけれども、新庁舎になって1年が経過しようとしている中で、新庁舎に対する動線ですとかランニングコストに関しては心配だというふうな苦言を私のほうにもいただくことがあるんですけれども、逆に接遇に関しては職員の努力ですとか研修の効果、意識の改革等々もあるのかもしれませんけれども、僕の耳には褒めていただく言葉のほうが多く住民の皆さんから入っているなというふうに感じてます、全体の雰囲気がいいのかなというふうにも思うんですけれども。

このまま引き続き住民の方に喜んで使っていただけるように、庁舎に行きたいと思ってもらえるというふうなことまでは言い過ぎかもしれないんですけれども、行ったら気持ちよく使えたと思ってもらえるように今後も取り組むように求めますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 今、最初に動線、ランニングコストということをおっしゃいました。確かに先生御指摘のとおり、その部分についてはさまざまな御意見が職員の中にもございます。私、今町長に就任させていただいて時間が少ししかたっておりませんので、もう少し様子を見まして、この庁舎、いいものが建っているわけなんですけれども、一方で今御指摘の部分もございまして、その意見をどのように取り入れていくかを含めて部次長の皆様を中心に御相談をさせていただいて、直せるものについては直したいと思っておりますが、ただこれまでの流れもございまして、すぐにどうこうしようというやり方を私はとろうとはしておりません。様子を見ながら進めていきたいと思っております。その先生が御指摘のことは、町民の皆様からもたくさん聞いております。

後半の部分の接遇とか研修の部分ですが、これも御指摘のとおりでございます。私のところにいろいろ書類が町長になって回ってきておるのですが、その中に接遇研修のこの文書もございました。ですので、庁内においてその接遇研修はこれまでもやってきており、改善が見られるものと私も判断しております。

しかしながら、どこまでが完璧というのはちょっと定義しづらいですが、もう少しであればなと思う部分もあります。例えば、ある職員が、悪気は全くないんですが私と話していても「うん」とかおっしゃる方がいます。これは、民間の方にこういうことを話すと「それはびっくりだね」ということは、私が庁舎内でない方と話したときはおっしゃることが過去にもございました。ただ、これはいきなりその相手の職員に言うことが果たして本当にいいことなのかどうなのかということもありますので、時間をかけて様子を見ながら少しずつ、何でもかんでもすぐにとというのがいいことだと私思っておりませんので、時間をかけてそういったことについて少しずつわかっただけのようにできたらなというふうに思っています。

町民の皆様も、新庁舎になって役場の職員の態度がよくなったというのは確かにそういう面もございますが、一方で受付におられる役場の職員でなく外部にお願いしてる方の対応が非常によいことを見てよくなったなというふうに思っておられる方も私が接した中ではおられました。

ですので、この場であえてこの発言を私させていただいておりますけれども、職員は努力をしようとしていないのではありませんし、過去にも努力をしてくれておりますし、その実態も私はわかっておりますし、よくされている職員もたくさんおられることも事実でございます。しかしながら、まだもう少し改善していくべき点は残っておりますので、これにつきましても、いきなりあなたはこうだとかそういう言い方でなく、時間をかけて進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければありがたいと思っております。

○議長（清原良典） 中藪議員。

○中藪清志議員 僕、褒めたんですけど、結構何か——いいことなんで引き続きやってくれればと思います。

あと、議会との関係性の件なんですけれども、先ほどありましたように情報というところなんですけど、昨晚も連絡が入ってきたように、町長ももともと議員時代からそういうことをおっしゃられてるかと思いますので、我々も住民の方から聞かれることが多いですので、親切に説明できるような情報公開。先ほど答弁の中にもありましたけれども、その都度必要なことは丁寧に説明するよというふうに、訓示でも職員のほうにも言っていたということなので、そういったところは改善、また引き続きやっていただければなというふうに思ってます。

公約についてなんですけれども、市街化調整区域の件についてなんですけど、先ほどの答弁の中で特別指定区域制度等も活用してというふうにあったんで、ちょっと僕もほっとしているというか確認ができたなというふうに思ってるんですけども。全国的にも兵庫県下でも市街化区域の拡大が難しい中で、県下の類似団体でも特別指定区域制度を活用していくと先日報道等でもあるのを見たんですけど、公約の中で雰囲気としては市街化区域の拡大についてというのがすごく前面に出ていたような気がしましたので、先日、前回の議会で私のほうで一般質問をさせていただいた内容と異なるのではないかとというふうに思いましたので、確認させていただきました。

先ほどの答弁にもありましたように、特別指定区域制度等を活用して、時間はかかると思いますが制度に基づいて話を進めるとともに、可能性があるのであればそちらのほうを探っていくたり、新たに行動していただいたりして、研究もしていただければなというふうに、そちらはもう意見としてつけさせていただきますが、いかがですか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 今の問題につきましては、私も就任からまだ少ししかたっていないのですが、例えば西播磨県民局長とこれまでにお会いする経験は町長になってから2回——それまでに選挙後に御挨拶に来てくださったので計3回会っておりますけれども——お会いしたときに、2回目、3回目からはこういったことをもしやろうとする場合に、それがどの程度まで可能か、可能でないのか、そういったことを含めて少しずつどういう感じかなということを知りたり、また私自身は地元の方々の意思がきちっとまとまりさえすれば、私が何度も県に足を運ぶことは全くやぶさかではございません。住民の皆様が、ほとんどの方がある一定の思いをお持ちだということになれば——そこでまとまっていなければできませんけれども——私は何度も何度も足を運んで可能性を探る努力はさせていただきたいと思っております。もちろん、それに先立ち担当の部局の者、また担当部長、そういった人たちも一生懸命努力してくれると思います。

ただ、先生もよく御存じだと思いますけれども、本町におきましては最初に市街化区域を設けたときに他市町の状況と違いかなり広い地域を市街化区域にしておる関係上、いきなり広いところを市街化区域にしてくださいとかそのようなことを言ってもそれは無理だと思っております。本当に狭い地域になるかもしれません、そういったところの可能性はあるのかなのか、またそれ以外の、先生がこれまで御指摘されている方法をとったほうがスムーズに行くのか、そういったことも含めて、先ほど来申し上げておりますように地元の方々と——地元の方々は例えば田んぼの守りをするのに困っているとかそういうことで思いをいろいろおっしゃるんですが、具体的にいろんなことを進めますと色々な障害とかいろんな事柄が出てきますので、それについても十分皆様方に御理解していただいた上でないと、これは進めることはできません。

ですので、そういったことについて住民の皆様にも、私自身もですけども、お互いが理解を深め合いながら進めていかない限り前に進まないと思っておりますので、そういう意味から住民の皆様と時間をかけて御意見交換をさせていただくと。そのための時間は私は幾らでもとらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 続いて、学区再編の件ですけれども、先ほど答弁にありましたように住民の方々との話し合い等々が必要だということだったんですけれども、そういう意見に耳を傾けるといふふうにおっしゃられてますんで、そこに関しましてはさまざまな意見があると思っておりますので、その話を聞くという姿勢で臨んでいただければと思います。

教育方針につきましては、先日の教育委員会からの報告の中にもありましたように、外部評価委員の報告の中に太子町独自に取り組んでいる施策に素晴らしいものがあると思っております。先ほど町長がおっしゃったみたいに大学との連携というのも新たな1つの道かとは思いますが、今あるもの、特にサポート教員の加配などは子供たちに直接かかわる人員を増やすということですばらしいことだと思いますので、さらに推進していくべきじゃないかなというふうにも思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 今先生がおっしゃったいろんなことにつきましては、済みません、申しわけないんですが、細かな部分、まだ私が理解していない部分がございます。ただ、基本的な方向性としましては——教育委員会は教育部局ですのでこれはあくまで私自身の考えということで述べさせていただきますが——私自身は学校という場に外部のいろんな方が入っていくべきであると思っております。それは、私が議員のときにも申し上げたかと思いますが、私自身の反省を含めて申す部分があるわけですが、学校という世界は内部でいろんなことを処理しようとする部分があります、最近大分違いますけど。例えば、わかりやすく言えばほかの方に授業を見られたく

ないとか、ほかの人に入ってもらっていろいろされたくないとか。

でも、そうでなくて、外部の方にいろいろ入ってきていただくということは、学校の教員は、全員ではございませんけれども、もちろん試験を受けて合格されてるわけですが、社会を見ないで学校の教員になっている部分があります、私自身もそうでしたから。ですから、社会を知っている人たちがいろいろと学校の中に入っていくということが教員にもよいことであるし、また学校の中で教員以外の複眼的な見方をできる材料を提供し得る皆様方、それが例えば大学の先生かもしれませんし、例えば地域の方々かもしれませんいろいろな方がおられると思います。ですので、そういったいろんな方々に学校に入っていて、広い視点から子供たちが物を考えられるような教育にできたらなと私は思っております。

ただ、教育委員会は教育委員会としての組織がございますので、私の立場としましては教育委員会の方々とも今後いろいろと話し合いをさせていただきながら、一緒に町の教育が少しでもよりよくなるようにしたいと思っております。そして、教育委員会を尊重しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 では、詳細についてがあれだったんで大枠で質問しますが、太子町の教育ということで行くと、太子町で子供を育てたいですとか太子町で育てるといい子に育つとか、町立の小・中学校に通うと落ちついて勉強のできる子に育つよとかっていう、そういう教育を中心とした、教育でまちおこしや人口増加できるような政策がよいのではないかと思います、それについての考えはどうかというのと、あとここ10年ぐらい一般会計の教育費の予算総額は大体全体の10%程度で10億円か11億円ぐらいの感じなんですけれども、今後教育の町としてもし進むのであれば、その比率等々も大きくしていく必要があるのかなというふうに思うんですけれども、そういったところでの考えというのはあるのでしょうか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、教育は大切なことの1つであると思っております。しかし、今先生がおっしゃったような比率を何%にするとか、今より何%上げるかということは、今この場で申し上げられることはありません。さまざまなことにつきまして、私自身はそれぞれの部局の人たちといろいろと話を詰めた上で話をさせていただきたいと思っております。

しかし、大枠で恐縮ですが、今先生が御指摘になったことは非常に重要なことでありまして、教育が充実していくように個々の——お金をかけることがいけないという意味ではありませんが、必ずしもお金をかけることだけが全てだとは思っておりません。

例えば、先ほどの大学教員に来てもらって話をするとするのは、これはお金はゼロかどうかは別としてほとんどかかりません、そういうケース、私も知っておりますので。大学側としてはそれぞれの地域に学生を集めたいという事情もございますので、大学側の思い、また現場は現場の思いとかいろいろございますので、お金を幾らまで、何%にするとかそういうことでなくて、どのような内容をしていくのがいいのかということにつきまして教育委員会と御相談をさせていただきながら、教育委員会からこういうことをしたいということをお願いする形で予算はついていくべきものでございますので、私が一方的にこういう者を雇いなさい、こうなさいとかそういう方針で進めるつもりはありません。あくまでも教育委員会と十分相談をさせていただいて進めさせていただきます。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 わかりました。そのあたりも含め財政等々のこともあるかと思っておりますので、今

後も協議してやっていただければと思います。これで終了します。

○議長（清原良典） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次に、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 8番福井輝昭でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づく政府の基本方針についてです。

さて、政府は障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を平成27年2月24日に閣議決定をしております。基本方針は、「障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考えを示すものである」としてしております。

内容については5つの項目に分けて基本方針が示されております。その中で法制定の背景として、「平成18年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約が採択されました。我が国は、平成19年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を初めとする取り組みを進めてきた」とあります。結びに、「法は障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、我が国は、法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取り組みの成果を踏まえ、平成26年1月に権利条約を締結した」とあります。

このように、障害者差別解消法は国際条約に基づく法律であるところに大きな意義があると思います。条約締結国として、また他の締結国に対して障害者差別の解消の推進に積極的に取り組んでいかなければならないと考えます。

閣議決定された基本方針について、以下にお伺いいたします。

(1)行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項の中で、「行政機関等が事務、事業を行うに当たり職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を定める必要性和、対応要領の作成に当たっては障害者そのほかの関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者そのほかの意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、作成後は対応要領を公表しなければならない」としています。

対応要領の記載事項として考えられるものとして5点が掲げられております。

「趣旨、障害を理由とする不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の基本的な考え方、障害を理由とする不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例、相談体制の整備、職員への研修・啓発」、以上です。

太子町もそうですが、地方公共団体が対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては努力義務とされております。また、「作成に当たっては上記に準じて行われることが望ましい」とあります。太子町は対応要領の作成及びその内容についてどのように考えているか。

(2)そのほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項で、①環境の整備として「ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得、利用、発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等環境の整備の施策を着実に進めることが必要」としているが、太子町はどのように考えているのか。

②相談及び紛争の防止等のための体制の整備として、「法は、新たな機関は設置せず既存の機関等の活用、充実を図ること」としており、「国及び地方公共団体においては相談窓口を明確に

するとともに相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化、専門性の向上などを図ることにより障害者差別の解消の推進に資する体制を整備するもの」とあるが、太子町は体制整備についてどのように考えておりますか。

③啓発活動として、「障害者差別については国民一人一人の障害に関する知識、理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、内閣府を中心に関係行政機関と連携して各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するもの」として3項目掲げていますが、その1つ、地域住民等に対する啓発活動として、「ア、障害者差別が、本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことを国民一人一人が認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、広く周知、啓発を行うことが重要である」としております。太子町はどのように周知、啓発に取り組むか。

「イ、障害のある児童・生徒がその年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童・生徒とともにその特性を踏まえた十分な教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しつつ、家庭や学校等で子供のころから障害に関する知識、理解を深め、障害の有無にかかわらず、ともに助け合い学び合う精神を涵養する。また、障害のない児童・生徒の保護者に対する働きかけも重要」としてしております。太子町は、インクルーシブ教育システムについてどのように考えているのか。また障害のない児童・生徒の保護者に対する働きかけをどのようにしていくか。

「ウ、国は、グループホーム等を含む障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては当該認可等に際して周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい」とあります。太子町は、障害者関連施設等の認可に際して周辺住民の同意を求める必要がないこと、またその理解を得るために住民への啓発をどのように行っていくのか。

④障害者差別解消支援地域協議会について、趣旨として、「障害者差別の解消を効果的に推進するには障害者にとって身近な地域において主体的な取り組みがなされることが重要である」として、「地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる」とされております。「協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別、年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい」とし、「内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする」とあります。太子町の協議会設置状況についてはどうか。

以上、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 私のほうからは、行政機関が取り組む職員への研修、啓発、また公共施設等での対応等について御答弁させていただきます。

平成28年4月1日の当該法律の施行に当たりまして、国、地方公共団体等におきましては障害を持つ方への不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止が法定義務とされており、また具体的な対応としましては、国の機関における取り組みに関する要領を策定することとされております。

地方公共団体においては、取り組み要領の策定は努力義務とされており、これまで国及び県からの当該法施行に伴う市町の取り組みに係る統一的な通知はなされておられません。当町の現状といたしましては、住民の方へ向けては、例えば新庁舎におけるバリアフリー化及びエレベーターの設置、また総合受付において車椅子の貸し出し、筆談要請、介助の申し出に係る案内表示の設置等、障害を持つ方や高齢者等への配慮をいたしております。

また、職員に向けましては、障害を持つ方へ特化したものではございませんが、従前より接遇の手引きを活用した接遇研修や、太子町職員服務規律集において町民全体の奉仕者として、また一人一人が町の代表者として「町民がどう感じるか」を意識しながら日々業務に当たること等を周知するなどの取り組みを行っております。

今後は、国、県、また近隣市町等から障害者差別解消法の趣旨に基づく取り組み内容に関する情報収集を行うことで適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 続きまして、生活福祉部のほうから御説明をさせていただきます。

(2)の①、環境整備についてですけれども、環境整備のハード面でのバリアフリー化施策としましては、太子町福祉のまちづくり重点地区民間施設改修費補助金交付要綱により、障害者等により配慮した整備の推進に取り組みたいと考えております。また、情報発信方法としまして、スマートフォンを活用することで広報を見ることができるようにするなど、アクセシビリティの向上に努めているところでございます。

2番目ですが、相談及び紛争の防止等のための体制の整備といたしましては、町民にとって一番身近な相談窓口としましては社会福祉課を予定しております。相談の内容によりましては、兵庫県障害者差別解消相談センターを紹介するなどして、問題の早期かつ円満な解決に努めてまいります。また、職員は研修等を重ねることで専門性を高めたいと考えております。

(2)の③のアですが、広く周知、啓発を行うことが重要であるということですが、周知、啓発活動といたしましては、4月1日に障害者差別解消法が施行された旨、町広報5月号にてお知らせしております。今後も折に触れ、広報、ホームページを活用した情報提供やポスターの掲示、パンフレットの配布等、身近なことから取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(2)の③のウですが、障害者関連施設建設時の周辺住民の同意を要しない件につきましては、申請そのものは兵庫県で行っていることから申請者への周知は県にお願いすることとなります。住民に対しましてはホームページ等での周知を図りたいと考えております。しかし、同意を求めないといけないというのは、施設の建設、そして運営をスムーズに行うためにはやはり周辺住民の方の十分な理解を得た上での建設というのは重要なことであることから、事業者には説明責任を果たすよう指導していきたいと考えております。

(2)の④です。障害者差別解消支援地域協議会の設置状況についてですが、当町には障害者本人及びその家族、就労事業所、相談事業所、こども発達サポートセンター、行政で構成する太子町地域自立支援協議会が既にあります。この協議会を障害者差別解消支援地域協議会と位置づけて、障害者差別の解消を効果的に推進していきたいと考えております。

この法律は、今ある社会的障壁に対して、それを取り除くことを定めたものであります。そのためには、今問題になっていることが何なのか、その要因がどこにあるのかを当事者間でしっかり話し合い、その対応方法を決めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 私のほうから、③のイについてお答えをいたします。

国や県の動向を踏まえ、本町においてもインクルーシブ教育の理念を深化させ、その充実に努めているところでございます。その柱は、自立や社会参加に向け一人一人の障害の状態や教育ニーズに応じた指導や支援として特別支援教育を充実させること、それと基礎的環境整備をもとに

設置者が各学校において障害のある児童・生徒に対しその状況に応じて提供する合理的配慮に基づいた支援を充実させることにあります。

この施策として、学校園の教職員を対象に毎年インクルーシブ教育を中心に特別支援教育や合理的配慮などの研修を実施し、教職員の資質向上に努めているところでございます。また、特別支援教育コーディネーターネットワーク会議や特別支援連携協議会を定期的に開催し、情報交換や教職員の資質向上、特別支援教育に係る人材育成を行っております。さらに、社会福祉分野と連携し、支援が必要な子供たちに対し療育事業など積極的に働きかけを行っております。

また、児童・生徒につきましては、インクルーシブ教育の理念の1つに交流、共同学習の推進があります。交流、共同学習は障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ場となります。各学校園においてもこれを推進するに当たって全ての子供たちの理解が必要であり、例えば道徳において障害のある人とのかかわりをテーマに学習したり、学校生活全般におきまして障害の有無にかかわらずともに学ぶ意義について学習したりしております。また、各授業においてもユニバーサルデザイン化を取り入れていく研究を徐々に進めてまいりたいと思っております。

保護者に対する働きかけにつきましては、今後重要な課題と認識しているところでございますが、現状におきましては入学説明会などにおいて各学校園が取り組む特別支援教育を説明しているところでございます。今後は、保護者全体に対しインクルーシブ教育の啓発を図ることとし、そして具体策について研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 いろいろ多方面にわたっております。御存じのように、この平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されました。そのことにつきましては、先ほどもお話ありましたようにこの「広報たいし」5月号で紹介もあり、内容も説明されております。

4月1日ということで非常に残念なことがありました。相模原市の知的障害者施設で元職員の障害者に対する差別的犯行により19人が刺殺され、また26人が負傷したという。本年4月1日に施行されて、7月26日、大変残忍な事件があったという、何ともやるせない、施行されたやさきにこういう大きな事件が起こったということは本当につらいことです、それは。

さて、この政府の基本方針は障害者差別解消法第6条に基づいて政府が基本方針を定めなければならないという、そういうふう定められて基本方針を定めております。また、この基本方針でございますが、基本方針にある法の基本的な考え方として、「障害者に対する不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し差別の解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて障害者も含めた国民一人一人がそれぞれの立場において自発的に取り組むことを促している」として、また「法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は既に社会のさまざまな場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取り組みを広く社会に示すことにより国民一人一人の障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取り組みの裾野が一層広がることを期待するものである」との趣旨のもとにあります。

この障害者差別解消法の制定に当たりましては、先ほど冒頭で申し上げましたが、平成18年、国連におきまして障害者の権利に関する条約（権利条約）が採択されたことがその背景にあります。その権利条約採択の課程におきまして、障害者の方々の「Nothing About Us Without Us（我々を抜きにして、我々のことを決めるな）」と、そういうふうな合い言葉のもとに、この言葉が原動力となってこの権利条約が採択されております。障害者の視点から採択された権利条約であり、この精神が障害者差別解消法の理念として息づいておりま



す。これは、障害者差別解消法の姿といますか、考え方といますか、理念です。

先ほど、総務部長のほうより質問に答弁がありました。国や県から対応要領の作成について何も問い合わせとかそういったものがなかったという、協力がなかったというんですかね、そういうことのように思いますが、確かに全国的に見ても対応要領の策定につきましては、これは東京新聞が4月28日の朝刊に出しておりますが、平成28年4月1日時点で、内閣府による全国自治体のアンケートで全国1,741市町村のうち対応要領を策定したのは372市町村で全体の21%、全国的に策定が進んでいない理由としては政府の対応の遅れがあるというふうに述べております。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置につきましても全体の6%にとどまっているという。

この4月1日施行であるにもかかわらず全国的に非常に低調であるという、それは今、堀部長のほうからもそういった事情もあったということをお聞きしておりますが、ただ、堀部長も御存じかも知れませんが、近隣で加古川市さんが非常にすぐれた、私から言えば本当にすぐれた加古川市職員対応要領、これをつくっておられます。

その中で私が物すごく感心したのは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本事項として合理的配慮の具体例を細かく記載してあります。それはどういうことか、これにつきましては、全般としては、【行政手続きの場面等において】では、例えば「丁寧に説明する、簡潔に説明する、ゆっくり説明するなど、障害の特性に応じた方法で説明を行う」等、また【市のイベント等において】では、「大勢の人が集まる市のイベントなどでは、スムーズに移動できるよう優先の出入口や待機スペースを設けたり、案内表示を見やすくするなど、参加しやすいように工夫する」などしております。また、【災害時において】では、「避難情報等の緊急情報を聞いた理解したりすることが難しい障がい者に対し、手書きのボード等を用いて、わかりやすく案内し避難誘導を図る」と、そういったこともちゃんと明記しております。

そして、個別ですが、障害の対応ごとに具体例を記載しております。そして、それぞれの障害の内容についての記載もあり、非常に理解の助けになるものではないかと思えます。例えば、【視覚障害のある場合】では、視覚障害とは？として、「全く見えない場合からほんの少しだけ見える場合まで様々である。例えば、全盲で何も見えない、文字がぼやけて読めない、物が部分的にしか見えない、物がゆがんで見える、色の区別が難しいなどがあり、見え方によって必要な配慮が異なってくる。何が必要なか知るために、十分コミュニケーションを取ることが大切である」と、対応についても非常に示唆的です。

また、合理的配慮の具体例として、「困っている人がいたら、「お手伝いすることはありますか？」と声をかけ、必要があれば目的地まで誘導する。誘導の際はいきなり体に触れず、声をかけてから必要な誘導方法について尋ねる。基本的には誘導者が前に立ち、腕や肩につかまってもらい、歩く速度は障がい者に合わせる」など、これを同様に聴覚障害のある場合、肢体障害のある場合、知的障害のある場合、発達障害のある場合、精神障害のある場合、重症心身障害のある場合について、今の障害の内容と合理的配慮の具体例が丁寧に記載してあります。

このように、非常に事細かく障害者の立場に立って対応要領を作成しております。これは、障害者自身あるいは障害者関係の方々とは交えた上での作成であったことは非常に明確です。こういったことを太子町もやっていただけたら障害者の方にとってはありがたいなって、本当にここにまた住んでみたいな、ここに長く住んでみたいなって思うんじゃないかなと思います。そういったことを近くの加古川市さんがやっておられるので、何とかできたらなと思っております。

それと、前後してですが、今教育次長のほうからインクルーシブ教育システムについて丁寧に説明があったわけですが、これは文部科学省の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）ということで概要が出されておりますが、この

場合につきましては、この制度、システム、これについて詳しく1つ1つの項目に分けて述べてあります。

重複する部分もあるかも知れませんが、まず初めに「共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育の理念が重要であって、その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要があるとした」ということから始まりまして、インクルーシブ教育システムの構築のために特別支援教育を発展させていく必要が、またあります。そのために、「障害のある子供が、自立し社会参加できるよう教育の充実が必要である、また地域の一員として豊かに生きることができるよう、可能な限りともに学ぶことができるよう配慮することが重要である」としております。

あと、推進の冒頭ですが、これに続きまして共生社会の形成に向けた今後の進め方として、短期、中・長期に分けて考えておられるようなことがこの報告に述べておりますが、これが出されたのは平成24年7月です、ホームページに掲載されたのが。

短期的には、ここにございますが、「就学相談、就学先決定のあり方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施、合理的配慮の充実のための取り組み、それらに必要な財源を確保して順次実施する」というようなことですが。

中・長期にわたりましては、「短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく、最終的には条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す」としておりますが、今教育次長が述べられた分がありますが、改めてこの短期、中・長期に関して太子町はどうか。これを改めてお願いしたいと思います。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 太子町が取り組みを行っております短期事業でございますが、ちょっと先ほどもお答えしたんですけども、町内の幼・小・中の教職員全員を対象にインクルーシブ教育を踏まえた特別支援や人権学習を平成26年度から27年度、今年度につきましても年2回実施しております。それで、一応参加できる教職員は全員参加するようという呼びかけのもと行っております、それとはまた別に各学校園でも研修会等を実施しております、既に町内の教職員の方々はインクルーシブ教育の必要性は十分認識済みであるというふうには思っております。

また、それを踏まえまして各現場で教育指導方法を考え、今後3年ごとに見直しするような制度的なものを構築していくというふうな予定を考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

最終的には、そういうふうなインクルーシブ教育システムの構築ということで、障害のある子供とない子供とが通常学級において授業を受けるという、そしてそれについては合理的配慮がなされる、そしてそれにつきましてもまた早急に環境整備も行うという、そして今教育次長のほうから話がありましたが、教員につきましても資質の向上、研修、それも目指していくということ、そして大きなことがまた1つございまして、「共生社会の形成に向けて障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である」というふうな結んであります。それについてお尋ねします。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） インクルーシブ教育といいますのは、一言で表現すれば誰をも排除しない教育ということが言えると思います。太子町の特別教室に在籍している児童・生徒につきましては、特別支援学級に1日ずついるのではなしに、なるべく普通学級にも戻ってほかの者と

同じ空間で学べるような努力をやっております。それが先ほどちょっと言いましたユニバーサルデザイン化にもつながっていくわけですが、本当に差別によって区別しないということを十分重きに置いて——ただそれを実施するには課題がたくさんあります。その課題を——まだ始まったばかりで全国的にもいろいろな事例がまだこれから出てくると思っていますので、そういったものを参考にしながら太子町の教育として一番よりよいものを考えながら進めていきたいと考えております。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 1つ残っている。障害のある方が教職員になる、それについて。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） それが最終目的のようにも、これ言われておりますので、そういったことについてはそういうことが実際できるのであれば非常にいいことではないかなと思っております。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 24時間テレビをごらんになられた方も多と思います、24時間テレビ。その中で、個人名を出しますがよしのり先生という先生、ずっとそれまで教職員であられましたが、途中で網膜剥離になられて目が不自由になられた。しかし、いろんな周りの協力のおかげで教員として復帰したと、そして現実に今教師につかれていますと、そういったことがあります。

だから、そういったことを太子町におきましても、いよいよこの障害者差別解消法が施行されましたので、これから前向きに考えていっていただきたい、それはお願いしたいなと思っております。

それと、先ほどから基礎的環境整備というようなことも話が出ておりますが、いろんな環境整備といいまして、スクールカウンセラーの先生とか、あるいはスクールソーシャルワーカー、S T（言語聴覚士）や、O T（作業療法士）、それからP T（理学療法士）、専門家の活用ということが図られていく必要があるということなんです。特に述べておりますが、そういったことについてはどうでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 太子町のインクルーシブ教育の1つの特色としまして、これは福祉の分野に話はなるんですけども、町が実施しております療育事業、これは町が保健福祉会館で直接指導員をお願いして療育事業をやっています。そうすることによりまして、3歳児健診とか5歳児発達相談事業はさわやか健康課の事業でありますけども、そういったときにそういう障害児の把握というのをいち早くつかめることとなります。そういった情報を教育委員会におきましても共有できる、連携を図るような施策で今事業が進められております。

ですから、教育委員会としましても、幼児のちっちゃなときからそういう子がいるよという情報を早くつかんで、それに基づいて就学相談とか教育支援委員会にかけるときにも情報を早く持つておるものですからいち早く対応ができています。こういうシステムは近隣では先進的な取り組みとして——まだたつの市なんかはそういう形にはなっておりませんので、そういう制度は今後も福祉と連携を図りながらやっていきたいなと考えております。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 太子町がそこまで進んでいるというのはうれしいことです。

それと、就学先の決定についてですが、「就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改めて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」として、「最終的には市町村教育委員会が決定することが適当

である」と、この時点ではそのように述べておりますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 合理的配慮というような言葉が先ほども出てたと思うんですけども、可能な限り合意形成を図って保護者、本人及び学校、設置者が一番最終的に望む形のもので就学をさせると。ですから、昔であれば特別支援学校へ行って当たり前のそういう子供たちも、今のやり方を保護者が望まないということであれば、それは逆に公立学校のほうでいかにして引き受けていけるのか、その辺を十分配慮しながら、できるだけ受け入れる方向で保護者とも合意がとれる形を最終とっていきながら今現在もやっておりますので、それを引き続きやっていきたいと思えます。

（福井輝昭議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 始まって間なしのこの法律です。非常にいろんな課題も見えてくるかもわかりませんが、教育委員会を初めとして学校現場、そういうところと協力し合って、保護者とも協力し合って、この法律が生かされていくように頑張っていたきたいと、そのようにお願いしときます。

それと、三輪部長のほうからいろいろと答弁いただきました。その中で、ちょっと順番逆になります、最後のほうなんですけど障害者差別解消支援地域協議会ですが、これ私、物すごく大事だと思います。というのは、先ほど申し上げましたように障害の方、いろんな障害を持っておられますし、そしてこの施行に伴いまして非常に社会生活の範囲が物すごく広まってまいります。

そうしたときに単一的な窓口といいますか、そうじゃなしにいろんな形の窓口、例えばこういうことなんです。少し抜粋なんですけども、これは内閣府のホームページからのもんですが、想定される地域協議会の構成機関等として、市町村においては、例えば国の機関であります法務支局とか公共職業安定所など、地方公共団体としての障害者施策主管部局、福祉事務所、教育委員会等、当事者としては障害者団体あるいは家族会と、教育ではPTA会長等、福祉等では市町村社会福祉協議会、民生・児童委員等、医療・保健では医師、歯科医師、保健師等、事業者では商工会議所、事業者等、法曹等では弁護士、司法書士、人権擁護委員等、そのほか学識経験者等、こういった構成機関を（聴取不能）があるということが必要なんです。限られた機関じゃない、いろんな機関がこの地域協議会を構成して、これらがネットワークを持って、ある障害者の方の相談があればその関係機関全部がその事案を共有する、そしてその中で解決を図っていくという、こういうことをこの内閣府のほうの障害者差別解消支援地域協議会の設置についてということで非常に詳しく述べております。

これは本当にそうだと思います。いろんな方々が構成機関としてその中で解決していくという、これ大切なことだと思いますので、この辺もまた考えていただけたらと思います。

それと、この支援協議会の設置状況につきまして1つ具体的な事例がありました。これは神奈川県平塚市がメイン、今現在では事務局としておりますが、広域連携をとってやっておるところでございます。神奈川県では平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、この5市町が連携して地域協議会を設置して、平成28年度、今年度は平塚市が事務局となってこの協議会を運営するとしておりますが、その連携するメリットもあるんです、これ。「障害者差別解消支援地域協議会を広域設置することにより、障害者差別の解消に関する共通的な事項は共同で取り組むことが可能となり、各市町が単独で障害者差別の解消に資する取り組みを進めるよりも事務の効率化が図られ、スケールメリットを発揮することができる」というふうにあります。

ここも同じように、今私が申し上げたような構成機関、例えば市町の障害福祉担当課ほか、障

害福祉サービス提供事業者、公共職業安定所、就業・生活支援センター、特別支援学校、障害当事者団体、社会福祉協議会、児童相談所、保健福祉事務所、各市町自立支援協議会などで構成するとある。非常にネットワークが組んである。だから本当にいろんな相談事があっても対処が効率的に、そして有効な解決方法が出てくると思いますので、そういったことを参考にでもされて、今後の設置方向に向けてやっていただけたらなと思います。

それと、一度お尋ねした中でこの障害者関連施設等の認可に際して周辺住民の同意を求める必要はないということ、その理解を得るために住民への啓発をどういうふうにして行っていくか今答弁いただいたわけですが、今の答弁の中でやはり周辺住民の理解もいただきたいという意味で三輪部長は言われたと思いますが、いま一度お尋ねしたいんですが、やっぱりそういうようなものなのでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 同意を求めないということは、進達する書類に同意判を押した書類が要らない、添付が必要がないということではないかと考えられます。しかしながら、当然周辺の住民の方にはこういう施設がこうできるんだよということを事業者なりがきちっと説明をして、どういう施設であるだとかどういうふうに運営していくんだとかということを十分に説明した上で、判はなくても、「いや、わかりました」というような周辺の方の理解は得なくてはいけないということを申し上げたんですけど。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 基本的にはこれは必要ないことなんです、このように国のほうも言っておりますので。ただ、その理解をいかに太子町として求めるかということになるかと思いますが、もう少し前向きな形で働きかけ、この啓発については今もおっしゃったようにいろんな形で啓発してってください、理解を得るという面において。そうでないとこの法律が生かされてこないと思います、そのぐらいしか私には言いようが今のところありませんので、お願いしたいと思います。

問題が多岐にわたりましたので時間も押しておりますので、とにかくこの法律が実効性を有するように太子町の行政としても、当然、先ほど冒頭にも申し上げましたが国際条約に基づく法律なので、我々日本としても、また外国の他の当事者に対してもやっぱり日本としては責任を果たしていかなきゃなりませんので、その中で太子町も頑張ってもらうしかありません。

長々とお話ししましたが、いよいよまたパラリンピックが開催されます。オリンピックではたくさん感動をいただきました、非常に日本頑張ってくださいましたが、またパラリンピックにおいてもより感動をいただきたいと思ひますし、また今度障害者の方でもパラリンピックに出る走り幅跳びの選手がオリンピックに出る選手よりもすばらしい記録を出している。こういった形でどんどんとオリンピックに障害を持たれる方が出ていっていただけるように、またこの障害者差別解消法が生きてくように願って、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（清原良典） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次に、橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、橋本恭子議員、通告に従いまして一般質問を行います。

1番目に、副町長人事について伺います。

服部町長は、7月10日の太子町長選挙で見事当選され、8月6日より公務に就任されています。9月1日から9月26日まで9月定例会が開催されますが、副町長不在のまま最終日までされるのか。また、いつ人事案を提出されるのか。12月定例会のおつもりなのか。副町長人事についてのお考えをお聞きします。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 副町長職は、私を補佐し、私の命を受けて政策、企画をつかさどる重要なポストであり、議会からも御承認を得られる人望も兼ね備えた方ではないと考えております。議会への選任同意の提出につきましてははしかるべき時期と考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（清原良典） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それはよくわかっております。やはり、家でもお父さんとお母さん、大切な役目で家庭が回っております。まして太子町のトップである服部町長、ぜひとも早く副町長を決められて、何でも相談できてうまく行政がいけるように早くしてほしいと思っております。それに、聞くところによりますと割と決裁がたまって大変のように聞いております。それで、一生懸命されて1カ月ほど着任されてから成ってるわけですが、朝早くから晩まで町長頑張っておられることも聞いております。

しかし、やはり副町長人事は大切なことでありますし、片腕になっていただける方、どうしても必要であると思っております。少しの間ということでありましたが、いつ、どのような感じで。OBの方であってもいいし、今現職の方でもあっていい、それからまた女性の副町長があってもいいのかなという考えは持っております。その点をお聞きしたいと思っております。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 橋本先生おっしゃるとおりのことでございますので、できるだけ早く決めるように努力をさせていただきたいと思っております。私自身、先ほど決裁のことをおっしゃいましたけど、行政の中に入っていなかった者が中に入っておりますので、今まで見ていなかった書式のものを見たりとか、初めてしておりますので、またきちっと職員の皆さんが一生懸命仕事をされてでき上がった書類のですので、見させていただこうと思って精いっぱい努力させていただいているんですが、遅くなるとは皆さんに迷惑がかかるということも事実でございますので、また私自身も頑張ってもっともっと努力させていただきたいと、その点は思っております。

副町長人事につきましては、申しわけないんですけど、しかるべきときにということできょうのところは御了解いただけないかなと思っております。済みません。

○議長（清原良典） 橋本議員。

○橋本恭子議員 私もしかるべき——なるべく早くしていただいて、いい方がありましたら、やっぱり早くサポートしていただける方がいるほうがいいかなと思っております。それに、9月定例会をちょっと見させていただいて、町長の顔を見ておりました。割とかたい顔をされているので、もう少しやわらかいソフトな顔をされて議会に臨んでほしいと思っております。

次、入ります。2番目、校区の問題について伺います。

町長は公約で「子供たちが安心して学べる教育の充実、学校間のアンバランス解消に向けタブーを取り払って議論し、了解が得られれば学校区の再編も行います」と述べられ、さらに後援会だよりの第4回では、「校区の児童・生徒数のアンバランス緩和の方法は2つの視点から考えることができると思います」と述べられています。

1つ目は、「(1)用途地域変更を含めたまちづくりの観点から考える方法。これは、市街化調整区域を市街化区域にし、農家の後継ぎでない人たちも土地を購入して家を建てられるよう土地政策を見直すことによる方法。

(2)校区の一部変更を考える方法。用途地域を変更しない場合は、市街化調整区域の児童・生徒の数の増加は見込めないため、太子町全区域を範囲として通学区域の変更を検討する方法です。この際、単に太田小通学区域の一部を龍田小通学区域に変更するよりも、他の校区も含めて

検討すべきと考えますが、議論が必要です」とされています。

しかし、一方では「児童数が多いからといって単純にその小学校の児童に対して面倒見が悪いからと言い切れるのかどうか、保護者様が教育に何を求められているか、またもし誤解があるとすればそれを説明していくことも必要です」とも述べられており、校区の再編に必ずしもこだわってはおりませんとの話がありました。

就任挨拶の中では、町長は「町長選挙に向けて掲げた政策を実現すべく、これらの政策に取り組んでまいります。私の使命は課題を解決していくことであり、単に町長になることが目的ではありません。2期以上かけないと実現できない課題もありますが、着実に皆さんにまちづくりが進む足音をお聞かせしたいと考えております。皆で町のことを考え、皆で協力し合い、皆が町に誇りを持てる、そのような町にしたいのです。その都度、対話を図りながら全身全霊を込めて取り組んでいきます」と心強い就任の挨拶がありましたが、これについて1番と2番、順番にお答え願います。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） もう少しソフトにするようにということでございましたので、ソフトに話したいところがございますけれども。しかし私いろんなことを緊張しながら——最初の登庁したときの写真を後で見て思いました、私はこういう笑ってない顔だとか、新聞に載ってるのを見ましても。それから皆様方の御家庭に届いたのを見てもそうございました。私の多分気持ちがあったらわられた写真ではなかったかと思っております。今、いろいろと気を引き締めてさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願います。

今の御質問でございますが、「学校間のアンバランスの解消を目指し、学校区のあり方を町民の皆様へ投げかけ、必要があれば校区の一部変更を含めて提案します」との公約についてですが、私が町内に私の新聞を配って歩いているときによくお聞きしました1つが、学校間のアンバランスを解消してほしいという声でした。この問題は過去から常に町民の皆様からお聞きしている問題であり、その根底には平等な教育をしてほしいという保護者及び関係する方々の思いがあると認識しております。

したがって、必ずしも校区を変更することだけが解決方法なのか、それとも根底にある町民の皆様のお思いをどう受けとめ、それにどうお応えしていくかということが極めて大事であると考えております。

このたびの選挙で問題提起をさせていただきましたので、住民の皆様と時間をかけて議論をさせていただきたいと考えております。いろいろな角度から御議論し、またできることとできないこと、そういったことを整理していくことが必要であると考えております。この問題の進め方も時間をかけて進めていきたいと考えており、今関係部署との調整が終わっている段階ではありません。これから時間をかけて話を進めていきたいと考えているところであります。教育委員会にも、まずは住民の声に耳を傾ける姿勢をとっていただきたいと考えております。

私自身は、次のように考えております。

- 1、まちづくりについて、住民の皆様はこの問題を含んで投げかける場を持つ。
- 2、教育について、例えば校区間の児童数の差が大きく不平等であると保護者ほかがおられるのであれば、なぜそう思っておられるのか、本当にそうなのか、そういったことを話し合う。
- 3、それでも保護者ほかの了解が得られない場合、校区再編の問題も含めて地域の方々と議論を進めていく。

これは地域の方々と議論を深めてでないといけないことでありまして、また1回の会議ででき

るものでもないと考えております。何度も何度も町民の皆様の御意見を伺い、またフィードバックしていく過程を経てでないといけないものではありません。教育委員会がその覚悟を持ってくださらないと、この問題は解決できません。時間をかけてその準備を進めていきたいと考えております。

また、調整区域内に住宅を増やすことが本当に不可能なのか経済建設部とも議論を重ねていかなければなりませんし、これも地域の方々と議論を深めていかなければならない内容です。住民の皆様の意見を聞きながら、丁寧に時間をかけて進めていきたいと考えております。土地利用の制度や仕組みを勉強していくための出前講座などを開催させていただきながら、少しでも住宅が建つことを目指していきたいと考えております。

もう少し踏み込んでお答えしますと、校区での人口格差問題の1つとして市街化調整区域での土地利用施策による解決方法がありますが、御存じのとおり現行では農家住宅、分家住宅、特別指定区域制度を活用した地縁者住宅、新規居住者住宅での住宅施策に限定されております。誰でも土地を購入して住宅を建てることできるのは松尾、阿曾地域2カ所の新規居住者区域が設定された場所に限られております。人口が減少している集落区域は過去の集落居住人口まで戻すことが施策として認められており、2地区では人口減と土地利用の促進が地域の課題として取り上げられ区域設定されたものでございます。

私といたしましては、まず龍田校区の松尾地区で新規居住者区域として設定されております旧県営住宅跡地の土地利用について優良な住宅地利用としての検討を進めてまいりたいと考えております。わかりやすく申しますと、町が持っているこの跡地を住宅用地としての売却を含めて検討してまいりたいと考えております。さらに、新たな土地利用につきましては、地域での課題を住民の皆様と検証しながら目的に合った制度活用を進めていく所存でございます。よろしくお願ひします。

○議長（清原良典） 橋本議員。

○橋本恭子議員 幾らかは中薮議員の一般質問の学区再編についての話と重複していたようにも思いますが、私は用途地域変更を含めたまちづくりの観点の考え方を、ちょっと触れられましたがお聞きします。

市街化調整区域に当たっては、線引きは県の権限で県が決定して大分拡大は難しいと聞いております。県の都市計画法施行条例についても平成14年3月27日に出されておりますが、これについての線引きについてはもう難しい状態で、今町長が言われましたように調整区域の場合は特別指定区域制度、それから農家住宅、分家、そういうことになっておりますが、やはり今言われたように阿曾であったり松尾のまちづくり協議会であったり下阿曾のまちづくり協議会が3つ、今現状ありますが、阿曾の場合は活動が見えておりますが、ほかの地域2つは余り見えておりません。何とかして、市街化区域にもまだ農地がありますので、県のほうとしての考え方は拡大する前に市街化区域の農地がまだたくさんあるのではという考え方があります。一方、国土交通省はコンパクトにしようとして土地適正化計画をするように今出ております。

そういうことも含めて、これから市街化区域は開発行為が増えておりますが、やはりまだ農地がたくさんありますのでちょっと難しいかな。今町長言われたような、松尾の場合は県住跡地がいいかと思ひます。それで、何か町で建物を建てるのか、それか住宅の――何らかの方法がとれば龍田小学校に児童が増えるかなと思ひます。

それから、校区を一部変更する考え方については、石海小学校は市街化調整区域と市街化区域がうまくいって児童が同じような推移を見ております。龍田小学校は平成28年5月1日ですが143人、去年は146人、3人減になっております。揖龍で調べてみました。揖龍には22校小学校が



ありますが、龍田小学校って校区で言えば一番少ない143人なんです、揖龍は22校小学校がありますので、その中で一番低いほうから何番目かということで調べてみますと、6番目、7番目ぐらいになっております。

だから、揖龍で考えると龍田小学校は規模が大きいほう、教室も何とかいっばいで大変のように聞いております。それから、揖龍の児童数を見てみますと、平成27年は揖龍は6,674人、平成28年は6,500人、太子町においては平成27年は2,319人、平成28年は2,287人、たつの市は平成27年は4,295人、平成28年は4,213人ということで、たつの市はマイナス82人、太子町は32人減っております。減る率は少ないんですけど、龍田小学校の場合、揖龍で考えると3分の1以上の上の場合になるかと思えます。だから、決して小さな規模ではないと思っております。

町長が考えておられるのは、出前講座をしたりしながら住民の意見を聞く。私も過去に福祉文教常任委員会の委員長をしておりまして、そのときに校区の問題に取りかかって住民の意見を聞く会をしました。そのときには自治会の方が余りおかしいよというような感じ方でしたが、太田小学校のある部分の保護者の方はいい考えやねって言われましたけれど、意見を町長は聞かれたということで、歩きもって後援会だよりを配りもって聞かれたということでありますが、もし今後そういうふうに教育委員会はしないとおっしゃるのであれば、できたら全部の4小学校の保護者であったり自治会であったり児童であったり、そういう方法、何らかの形で時間をかけて考えるべきかなと思えます。

だけど、やはり難しいんじゃないかな。町長が言われるように2期務めていただいてもなかなか、教育委員会が力を注がないとかそういうことじゃなくて、やはり難しい問題があるのではないかと私は考えております。

それで、町長の気持ちも私もよくわかるんですけど、これはなかなか難しい問題。ほんで一部の保護者に聞かれて言われたことだと思いますが、赤松軍二さんが町会議員されてるときに、沼田ですけど子供たちに聞かれて、保護者にも聞かれて、もし例えば龍田小学校へ行くことになったらどうだと聞かれた場合に、兄弟で龍田小学校と太田小学校で卒業することになるのは嫌だということで子供たちはすごく反対したそうです。今成人になられてるんですけど、54歳ぐらいの方に意見を聞かれたように聞いております。

だから、昔からこの校区の問題は皆さん興味があって、やはりすごく同じ問題を抱えておられるかなと思えますけれど、なかなか時間がかかって、用途地域変更についても線引きが県に権限がありますので拡大は難しいと聞いておりますし、何らかの方法でするのであれば特別指定区域の方法でしかないかなと私は思っております。それについて伺います。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、この問題は複合的な見地から考えていかないと解決できないと思っております。それから、今先生がおっしゃったように過去のいきさつ、私もそのいきさつについては同じような趣旨のことは聞いたこともございます。ただ、一方で時代が変わってきているということもございます。しかし、私は1人、2人から聞いたわけではなくて非常に多くの方からこのことを聞いており、時間も以前から聞いておりますので、タブー視しないということでこの問題を上げさせていただいております。

繰り返して恐縮ですが、住民の皆様には教育は何をやるべきなのか、どこまでやるべきなのか、どういうところを求めておられるのか、そういった相互の理解を進めていかないと、今後も校区を変える変えないを別にしまして、同じようなことがずっと出てくるんです。ですから、私たち行政側にいる者も、住民の皆様がそういう思いであられるということを十分理解して、単に、例えば人数だけの問題ではないと思えますし、十分御理解していただくように私たちもこれまでで

上にさせていただくことが必要であると思っております。

ですので、いろいろと相互に話し合うということ自体が私たちが住民の皆様のお気持ちを理解することであり、また住民の皆様も一緒に町のことを考えていって、よりお互いが深まった状態で町を考えていただくと、そのような町にしたいということの根本がまず私にはあります。それから、住民の皆様のお気持ちを大事にしたいという私の根本の気持ちがありますので、これを掲げさせていただいております。

まことに恐縮なんですけど、言いわけに聞かれるかもしれませんが、私はこの事柄についてまだ内部で十分詰めが終わっている段階ではありません。町長にならせていただきましてからまだ約20日ほどなんです。この20日ほどの間に挨拶回り、県を初め市長さん、町長さん、あるいはほかの機関の方に挨拶にお伺いさせていただいたり、お客様が来られたり、また帰ってくるいろいろな課長、部長が私のところに来て、いろいろこういう話をしておこなきゃいけないということの報告を受けたり、判断を求められたり、決裁書類に印鑑を押したりというそういう状況にありまして、時間が本当にやっとなここ数日前から落ちついて物が考えれるなという状況にあるのが事実でございます。

ですので、私はこのこともほかのこともですが、内部の職員の皆様と相互に理解を深めてでないとできないと思っております。そして、私がこのこともほかのことも一方的に言うべきものとは思っておりません。町というところはみんなで仕事を進めておる場でございますし、また、私が選挙で掲げたことだけを町職員が仕事でやってるわけではございません。私も遅くまで残らせていただいて、職員へは今まで言ってきておりませんけれども、職員の様子も見てきております。職員はいろんな仕事をしなければいけません。そうすると、どのぐらいの状況の量があるのかとか、残っている職員はどの程度なのかとか、そういったことの中でいろんなことを考えながら職員の理解も深めながらでないと、ほかの仕事もしてくれている状況の中で私が掲げた政策を全部一度に言うつもりもありません。少しずつ様子を見ながら、この政策、この政策ということを少しずつ関係の人たちと御相談をしながら、そして過去にやってきたいきさつもありますので、そういったことも含めながらさせていただきたいと思っております。

ですので、就任して今20日で、今申しました状況で、言いわけと聞こえればまことに申しわけないんですが、いろんなところの詰めが終わっておりませんので言い切ることが私にはできません、というか言い切ることもしてもいけないと思っております。ですので、済みませんがこれから時間をかけて、私は書いたことはそのとおりにいろいろ検討をさせていただきますので、全部できるように頑張るわけですけれども、誠心誠意職員の皆様にも御相談して進めさせていただきますので、済みませんが、最終的なことを今ここで申し上げられないのが本当に申しわけないんですが、お許しいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清原良典） 橋本議員。

○橋本恭子議員 町長は議員のときに3月定例会に校区の問題を取り上げられて、当局に聞かれております。その中で当局の教育長の説明は、太子町の全部が機運が高まったときに合意形成が得られたらすると言われました。今度は逆の立場になっておられるわけですが、時間をかけて教育委員会とともに相談しながらこれは取り組みたいとお考えのような気がしましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 私は、住民の皆様の間を歩き回って聞いて、そういうお気持ちがあると認識しておりますので、そのように今後も住民の皆様にお聞きをしながら、最終的に校区再編する状況になるかならないかは別として進めていきたいと思っております。今、先生が御指摘のよう

に教育委員会といろいろと話もさせていただきながら進めたいと思いますが、私は住民の機運が高まるまでこちらから何もしないという姿勢ではなくて、住民の皆様に意見を聞きながら、このことだけではございません。いろいろ進めさせていただきたいと思っておりますので、そのことは必ずや教育委員会にも御理解いただけるものと信じておりますし、そのようにこれからも私自身教育委員会に誠心誠意接してまいりたいと思っております。

○議長（清原良典） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それでは、理解しましたので、長くかかる問題かなと思っております。校区の問題は本当に今の町長が1期、2期されてもまだ解決できないかなという部分も感じておりますが、町民、また我々のために一生懸命町長も頑張っていたいただきたいと思っております。それでは、一般質問を終わります。

○議長（清原良典） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後3時02分）

（再開 午後3時15分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、井村淳子議員。

○井村淳子議員 一般質問最後の登壇者となりました、もうしばらくおつき合いをよろしく願います。

13番公明党井村淳子、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1番目、ファミリー・サポート・センターの設置についてでございます。

ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となって、一時的に子供を預けたり預かったりを有償で行う組織のことで、センターのコーディネートで安心して子供を預けたり預かることのできるよう、会員相互間の連絡や調整を行うシステムのことで、兵庫県におきましては、平成26年度の3月末現在、神戸市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町など26市町で設置をされております。現在の兵庫県の設置率といたしましては63.4%となっております。近隣では姫路市、赤穂市、相生市、宍粟市、たつの市、佐用町、上郡町と、この西播磨地域では太子町以外の市町では既に設置をされており、姫路市、宍粟市、相生市、たつの市におきましては、10年以上この事業を継続されております。

このファミリー・サポート・センター事業につきましては、平成27年3月に制定をされました子ども・子育て新制度の施行に伴い、新たな法律子ども・子育て支援法第59条に基づく事業となりました。本町におきましても、平成27年に策定されました子ども・子育て支援事業計画の中で、具体的な取り組みとして平成29年からの事業実施を目指すことと明記されておりました。国から示されておりますファミリー・サポート・センター事業実施要項に基づき円滑に事業の開始ができるよう、準備は進んでいるのでしょうか。

そこで、設置に向けての進捗状況や考え方についてお伺いをいたします。

1つ目、ファミリー・サポート・センターは先進地の事例では会員の募集、そのためのPRや相互援助活動の調整、広報紙の発行のほか、入会希望者や会員の研修会や講習会、アドバイザー等による連絡調整会議等が主な業務内容となっておりますが、運営形態についてどのように考えているのでしょうか。例えば、直営とか社協に委託をするとかどのような形の運営形態を考えておられますでしょうか。

2番目、業務内容から依頼会員と提供会員の双方が登録して成り立ちますので、どちらも登録

が少ないと成り立たない懸念があります。早い時期からの啓発が必要であると考えますが、啓発、周知についてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

3番目、センターが条件に合う会員同士をコーディネートして子供を預かってもらうようになりますが、コーディネーターの育成についてはどのように取り組まれるのかお伺いをいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議員御指摘のとおり、ファミリー・サポート・センター事業につきましては太子町子ども・子育て支援事業計画の中で平成29年度中の実施を目指すとしております。現在は、平成29年度中の実施を目指して実施要項の制定に向けて準備を進めているところでございます。ファミリー・サポート・センターの設立に当たりましては、事業目的を熟知し調整業務に当たることのできるアドバイザーの委嘱等の体制の整備、会則、事業計画等センターの運営方法の策定、広報活動、会員募集ということが必要となってきます。

センターの運営方法につきましては、全国的にも委託での実施が多いという報告があります。太子町としましても委託の方向で検討したいと考えております。委託での方向性が決まりましたら、町内全域での事業が実施できて、事業実施体制が組織的に確立され事業の持続性が担保されるということなどを考慮して選定したいと考えております。

2番目ですけれども、会員の募集につきましては、依頼会員、提供会員ともポスター、チラシ、広報、ホームページの掲載などの方法で広く募集し、会員の獲得に努めたいと考えております。これに加えまして、依頼会員につきましては保育所、幼稚園、児童館、子育て学習センターといった児童施設における周知をしたいと考えております。提供会員につきましては、自治会、老人会等の組織を通じて募集するといった方法も考えております。

3番目ですが、コーディネーターにつきましては依頼会員と提供会員をつなぐ役割を担い、この事業の成功の可否につながる非常に重要なポストであることから、先進市町の育成方法を参考にしたり、また必要に応じて先進市町のほうで研修をさせて育成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 今、前向きな答弁をいただきました。私、平成18年にも一度このファミリー・サポート・センター——近隣もたくさんこの事業をやっておりましたので質問をしたところ、やっぱり次世代の育成計画の中には入っていないということからこの事業はしないという答弁をいただいております。しかし、あれから10年がたちまして、今回は国の法律の中に入ってきてしっかりとこの事業を子育て支援のために実施をしていきなさいということがありましたので、今回この事業計画にも平成29年と書いてありましたけれども、平成29年から取り組まれるということで理解していいのでしょうか。

それともう一点、先進地のほうでまたいろいろ研修をしたりどういうやり方をしているか、またこれから模索をしていくということでしたけれども、これについてはある程度何個か調べられたようなことはあるのでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 申しわけありません、まだ直接どうこうという当たった、行かせてもらったりとかした部分はないんですけども、電話でお聞きしたりとかというのは何市町かあるんですけども。ただ、既に周りの市町が全てされておられるところなので、ふだんから連絡とかというのが簡単にできますので、今後は参考にさせていただくような形が非常にとりや

すいと思いますので、平成29年度の実施に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 これから先進地のほうにまた探していかれるということでございました。私はこの質問に当たりまして最近の近隣の状況、兵庫県の状況を調べてまいりました。そうすると、趣旨は一緒ですけれども、中身についてはその市町のオリジナリティーが出てたりしていろいろ違うんだなということを今回私自身も勉強させていただきました。

その中で1つ紹介をしたいんですけども、西播磨地域で19年前からファミリー・サポート・センターの事業に取り組まれている先進地がございます。1例だけ紹介をさせていただきます。それは子育て応援都市宣言のまちとして子育て支援に力を注いでいる相生市でございます。平成9年7月から直営でファミリー・サポート・センター事業に取り組まれておりました。会員数は開設当初の平成10年には342名で始まり、その後年々増え続け、一旦は1,000名を超える会員の陣容のときもありましたけれども、最近では平成26年に612名、平成27年には631名という会員の陣容でまだまだ多いほうではないかなと思っております。また、援助内容、子育て支援の育児援助がほとんどのところではされておりますが、この相生市だけは家事援助というのもされております。

育児援助の依頼の多いものの上位の3つは、1つは保育施設までの送迎、2番目は学童保育終了後の子供の預かり、そして3番目には習い事への子供の送迎が上位で、援助をしてほしいという方々のそういうデータが出ております。そして、預かれる子供の年齢はゼロ歳から12歳までとしております。この年齢もゼロ歳からしているところ、また3カ月から、6カ月からという幅がございますが、相生市の場合には家事援助をするためにもゼロ歳からするというで始められております。

この家事援助は、平成18年4月から実施をされて、産前産後のお母さんが動けない産褥期に料理の下ごしらえ、また赤ちゃんの沐浴の補助、また食品の買い物等、妊婦さんや産前産後、また保護者が病気の時や病後に利用できるように拡充をされておりました。さすが、この子育て応援都市宣言をされているだけあるなど、本当にきめ細かい育児支援がなされているなど感心しております。

ちなみに、援助活動の利用料金は、平日朝7時から夜9時までが1時間600円、早朝、夜間、土日、祝日、年末年始、軽い場合の病気の子供の預かりは1時間800円で設定をされておりました。この預かる時間、また期間、土日、祭日、年末、元旦も含めてこの事業をされているのは相生市だけでありました。

それと、その上にファミリー・サポート・センターを利用される方、やっぱりひとり親家庭の方もおられるということで、平成24年からは生活保護世帯、また児童扶養手当受給者の方、そして市民税の非課税世帯については年間12万円限度で利用料の半分、50%の補助をするようにし、これも拡充をされておりました。

相生市の一例を御紹介しましたが、開設以来会員も増えて、会員の方から喜びの声、助かった、ありがたい声が届いているようでございます。

このたび、私も質問をするに当たりまして西播磨地域で太子町だけがしていないという状況をまざまざと見せつけられたわけでございます。もうみんな、西播磨の奥のほうではいろいろと拡充をするために頑張っているんだなという実態を見ましてこの質問をさせていただいております。その中で、先ほども先進地のほうで研修をということも考えておられるということでありましたので、もちろん神戸市とか明石市とかいろいろ東のほうでは同じようなこと、またそれにプラスするようなこともされておりますが、人口規模、相生市3万1,000人でその歴史も19年間や

ってるということからいろいろなノウハウとか失敗例、また成功例も持っておられると思いますので、ぜひとも相生市は必ず1つ入れてもらって調査研究をしていただければなと思っております。

そして、この太子町子ども・子育ての支援事業の策定のためのこの事業計画の冊子の中にアンケート調査が載っておりました。仕事と子育てをする上で大変だと感じることは、子供が急病のときにかわりに面倒を見る人がいないこと、また自分が病気やけがをしたときにかわりに面倒を見る人がいないこと、急な残業や出張が入ってしまうことが多くを占めておりますし、仕事と子育ての両立をさせるためにも育児支援が重要でありますし、この後でまた質問をさせていただきます子育て世代の包括支援センターのほうでも妊娠、また出産、その直後からの子育て支援が国を挙げて施策として始まったということもありまして、ぜひともこのファミリー・サポート・センターを実施するに当たっては育児支援と家事援助の支援、この2つを入れていただきたいと思いますと考えております。

でないと、時代の流れで家事援助は——今1人で子供を育てる方も増えてきております。うちのことを言うて恐縮ですけども、こちらの両親は元気ですけども嫁方の両親は病気がちということもありまして、出産の後は、男親の実家はやっぱり気を使うんでしょう、自分の家で赤ちゃんをもう病院から連れて帰って、1カ月間の産褥の間、私がいろいろと買い物等はしましたけれども、できるだけ1人でやるんだということで頑張っておりました。こんなときに、このファミリー・サポートの事業がありましたら、たとえ1時間だけでもとか、たとえ30分だけでもとかという自分の用事があるときにこの制度を利用することができますので、そのときもじくじたる気持ちでこの制度が太子町にもあったらよかったのになど。私もこの仕事をしてますので、すぐ預かってと言われても預かれないことも多かったので、ぜひともこの平成29年度の実施に向けてこれから頑張りたいと思います。

まず最初に、依頼会員と提供会員を募集するわけですけども、そういうチラシはいつごろ配って——逆算して事業を進めていかないとこればかりは人が集まらないとできませんし、太子町の方にとってはなかなかファミリー・サポート・センターという言葉自体が耳なれしてませんので、十分なPR、そして募集活動をしていただきたいと思いますと思いますが、来年の4月から始めるにしてもどういう計画性を持ってされるのか、その点について答弁をお願いします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） あくまでも平成29年度実施というような方向で動くようにはしております。委託で行うということはまだ確定ではありませんけども、その辺のことが決まり次第、募集のほうはできるだけ早くやりたいなと考えております。

一般的に広報だけで出すと集まらないというケースもございますので、依頼会員さんのほうについては保育園、幼稚園、そういう児童関連施設を通じてお渡しするとかして周知というんですか、そういうようなのを図っていききたいなと考えております。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 今回もまた先延ばしにすると言われたらどうしようかなと思ってたんですけども、しっかりとこのたびは実施の方向で進めていただけるということでございますので、本当に今の御時世、核家族化が進んで実家も遠いし、また実家が近くても祖父母ももう65歳からしか年金がいただけないので働いている、また病気がちで頼めないというふうな状況でありますし、かといって御近所の人にも頼みにくいのが現状であります。

このファミリー・サポート・センターは特に用事がない方でも、ただ子育てからちょっと離れて美容室に行きたいとかリフレッシュしたいとか何か趣味の手芸に行きたいとか、そういう講座

とか教室に参加したい、そういうときにも使える、本当に自分の体を休めたい、急用ができればそういうときにも使える幅の広い事業内容でございますので、この制度ができれば本当に太子町にとっては子育て支援が随分進むのではないかなと思っております。

そしてまた、2番目の病児・病後児保育のほうで私も質問をするんですけども、このファミリー・サポート・センターの中におきましても軽い病気で保育所、幼稚園に登園できないときにも預かってもらえるというふうな幅を持たせております。後で話しますが、例えばインフルエンザで5日間は病院からとめられてたけれども、あと二、三日、まだ鼻が出るので保育園とか小学校にやれないというときにでもその援助者の方に依頼をして頼むことができるっていう幅のある事業でございますし、どんなにか心強いかなと思っております。

先ほど相生市の例を紹介しましたが、行政もしっかりとこの平成29年の実施に向けて頑張ってくださいと思っております。この質問については以上で終わります。よろしくお願いいたします。

それでは2点目、病児・病後児保育事業の実施についてでございます。

女性の社会進出が進んでいる中、病児・病後児保育の環境整備が進んでいません。小さな子供はよく病気にかかるものです。ようやく保育所に子供を預けて働けるようになった母親であっても、子供の急病のために看護休暇や有給休暇を使い果たし、職場を去ったり変えなければならぬこともあります。我が子が病気のとときや病後の治りかけのときはそばにいてあげたいと思うのは親として当然であります。しかし、仕事などの都合でどうしても休みがとれずそばにいてあげられない状況になることもあります。また、祖父母も働いていることも多く、なかなかそうもいきません。そのようなときに、急性期から回復期の病児・病後児保育の実施を望む声が今回の太子町子ども・子育て支援事業の計画の中にも出ております。

病児保育とは、病気の回復期には至っておりませんが当面の症状の急変が認められないときに、また病後児保育は病気の回復期に預かるという、いわゆる急性期と回復期で事業名が分かれております。平成28年1月1日現在、兵庫県内では病児対応型は神戸市など18市あり、そのうち姫路市、明石市、伊丹市など7市においては病児も病後児もどちらも実施をしておりました。また、病後児対応型では平成28年6月から実施をしている相生市を初めたつの市、多可町、播磨町など14市町でも既に取り組まれておられました。

この事業も子ども・子育て支援法第59条に位置づけられ、太子町子ども・子育て支援事業計画の中でも、これもまた平成29年からの実施を目指すとして書いてありました。今後、どのように実施をしていくのか、また実施に向けての進捗状況や課題等、当局の考え方をお尋ねいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） こちらにつきましても、議員御指摘のとおり病児・病後児保育につきましても太子町子ども・子育て支援事業計画の中で平成29年度中の実施を目指すとしております。病児・病後児保育事業につきましては、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を病院や保育所等に設置されました専用スペースにおいて看護師、保育士が保育を行う事業でございます。

この事業を実施するには次の要件が必要となります。

事業を実施するための専用スペース——専用の保育室の確保。そして看護師、准看護師、保健師または助産師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置する、そして保育士を利用児童おおむね3人につき1名配置するという要件が必要となっております。専用のスペースの確保につきましては医療機関や保育所等で実施することとなりますので、今後御協力をいただける医療機関等の確保に向け交渉していきたいと考えております。

現在のところ、平成29年度の実施が非常に難しい状況ではあります。ただ、先に実施している市町の状況を把握して、太子町における課題の克服を研究して、そして早期の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 今、三輪部長のほうから平成29年の実施は難しい、いろいろと現行の基準がありまして、先ほど言われました看護師とか准看護師、保健師とか助産師を利用児童に対して10名につき1名配置するとかいろいろと決まりがあってお金もかかってくることで、このファミリー・サポート・センターの事業に比べたらかなり予算的にも実施が厳しいなということは私も認識をしております。

この事業は、保育所などに通う子供、太子町内やったら保育所、また幼稚園、それから認定こども園、各この4小学校に通う子供が病気で通えないときに、また保護者が家で療育できないときにおおむね3カ月から12歳ぐらいまでの年齢の子供を施設で預かります。何も病院で見なければならぬということもありません。ただ、病院とは連携をしないといけないので。今までの例を見ますと姫路市では病児・病後児保育の両方を広畑のアメニティホーム広畑学園が実施をされておりますし、病後児保育のみは市内の乳児ホームるり、ピューパホール、また勝原区の専徳寺保育園の3カ所で実施をされておりました。病後児保育では、相生市がまたこの6月から保育園のゆりかごの家で、たつの市では認定こども園まあや学園でそれぞれ1カ所ずつでございますが実施をされておりました。

いずれもこの利用料金がやっぱり行政がするので安価で、1日朝の9時から5時までとか、実施する時間は市町によって違いますけども、料金は安価で1,000円から2,000円の間で日中預かってくれる。それにはいろいろ条件があって、その前段で病院、医療機関にかかって、この子は病児ですよ、この人は病後児ですよというふうな診断を受けないということもありますけれども、保育園でもそういう保育士が利用児童3名につき1名配置できれば預かれるわけですから、太子町においては町立の斑鳩保育所があります、病児保育、病後児保育どちらかの事業の実施が考えられないかなと私は頭で考えております。

また、太子町でも認可保育園もありますし、今年からは新たに認定こども園もでき、来年以降順次認定こども園も増えてまいります。そこで実施が見込めそうな施設に事業の実施依頼ができないか、その上で病院との連携とかというのも出てきますけれども、実施場所として今国の補助がついておりますので、国も県もこれには力を入れるということでやっておりますので、この町立の保育所でできないか、またほかの実施が見込めそうな施設に事業の実施依頼ができないかということについて、現在の考え方をお願いいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） おっしゃるとおり保育所、幼稚園でも、それから認定こども園でも専用の保育スペースを設置すれば、医院とか病院の先生方との連携をとってスタッフをそろえてというのが可能な部分だと思います。

さあ、どこの園だという話になるとなかなかお答えができていくんですけども、公立の保育所のほうからの考え方になるのか、認可保育園のほうで手を挙げていただくところがあればいいのかといったところでまだ今の時点でどうというのがお答えできかねますので、申しわけございません。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 先ほどからの部長の答弁で本当に課題も山積をしております。最初の質問で御



紹介をしたように、各自治体では先行してそのファミリー・サポート・センターで病児預かりの対応をすることになっているところも確かに多かったです。ただ、預かりの利用料金が全然違うので、ファミリー・サポート・センターは30分単位で300円とか1時間で600円とかで、1日になるとやっぱりすごい金額になってまいります。8時間とか9時間預かってもらったなら5,000円、6,000円はかかってきますので、そういうことからいうと、この病児・病後児保育を行政でサービスとして始めていただけたら保護者にとって経済的な負担も少なく、また安心して預けられる環境整備が必要ですけども。

平成29年は実施が難しいということでしたけれども、この第5次太子町総合計画、実施計画、この中にはファミリー・サポート・センターよりも病後児保育のほうが載ってあるんです。だから、そういうことから整合性を考えていただいて、優先順位はしやすいものからになるのかもしれないけれども、平成29年は難しかったとしてもこれから先しないということはないですよ、それだけ聞いときます。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） こちらにつきましては、子ども・子育て支援法の中でも必ず必要なものとなっておりますので、実施しないということはありません。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 時間がかかってもしっかりと子ども・子育ての支援の法律にのっとって実施をしていただきますようによろしく願いをいたします。これで第2問は終わります。

次、3番目、母と子供を守る子育て世代包括支援センター、我が町のネウボラについて。

福祉大国であるフィンランドでは、どの自治体にもネウボラという子育て支援を行う施設があります。ネウボラとはアドバイスを受ける場所という意味で、妊娠から出産、また子供が生まれた後も基本的には6歳まで切れ目なくサービスを提供する総合的な支援サービスで、保育士や助産師がおり、的確なアドバイスを受けることができるというものです。

公明党は、重症化しやすく児童虐待にもつながりやすい産後鬱について、産後の母親を孤立化させないためにも一人に寄り添う形のきめ細かな施策が必要と、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をワンストップで提供する日本版ネウボラとして子育て世代包括支援センターの全国展開を推進してまいりました。子育て世代包括支援センターにはこの保健師や助産師など専門職を母子保健コーディネーターとして配置し、個々に即した、一人一人に適応した支援を関係機関につなぐというものであります。

そこで質問をいたします。

太子町版のネウボラについて、1、フィンランドのネウボラから学ぶべきものは何でしょうか。

2つ目、赤ちゃんを迎えるまでの妊娠期から赤ちゃんのいる産後期、そして育児期の支援体制について、太子町の現状はどうなっているのでしょうか。

3番目、これらをワンストップで包括支援するための課題とかあるのでしょうか。

4番目、既存の施設を活用してコーディネートする拠点の整備についてはどのように考えておられますでしょうか。

5つ目、育児不安や母体の体調不良がある場合、産後のデイケアとかお泊まりケアが必要になるケースもありますが、こういうときの対応について町はどのように考えているのでしょうか。

そして6番目、子育て世代包括支援センターの実施はいつからスタートされるのでしょうか。

その6点について答弁をお願いいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） それでは、1番から順番にお答えさせていただきます。

まず最初の1番ですが、ネウボラとは利用者を主人公とする「ひとつながり」で妊娠から出産、そして子育て中の母親及びその子供と家族の心身の支援を、かかりつけの担当者、専門職が切れ目なく長期かつ総合的に育児支援を行うワンストップ支援サービスでございます。

フィンランドでは妊娠期から何度も訪問や面談を行い、対話による状況把握をして信頼関係を築くことで、連続性により母親やその家族の小さな不安も未然に気づき、「最初・初動が肝心」と予防、早期支援の対応をして、その手厚い支援は就学前まで続きます。日本では「困ったことがあれば相談してください」と有事の場合に対応しているのが現状で、育てにくさを感じている母親を未然に発見し早期対応できる切れ目のない支援体制が必要であると感じているところでございます。

2番目ですけれども、本町では妊娠前の不妊相談、特定不妊治療事業、妊娠期の妊婦健康診査費助成、妊婦・両親教室、産後のこころの支援事業と母子健康手帳交付時に全妊婦に対し保健師が面接を行い、産前産後に必要な情報提供及び妊婦の個別相談に応じ、若年妊婦やシングルマザー、疾患を持つ妊婦など、支援が必要と考えられる妊婦は妊婦訪問を実施し、継続的に支援をしております。

産後は、未熟児養育医療扶助事業、新生児・乳児家庭全戸訪問事業で保健師が全数訪問するとともに、定期健診では乳児健診、これは3カ月から4カ月児、それと1歳6カ月健康診査、そして3歳児健康診査、教室などでは幼児歯科、離乳食、楽しい親子食育、なかよし教室、また相談では、これは7カ月から8カ月児ですけれども乳児相談、そしてハッピー子育てセミナー、まちの保健室、その他の教育では教育相談も随時電話、面接、講座を設けて対応しております。その中で支援が必要な場合は養育支援、訪問等を継続的に実施をしております。

また、兵庫県養育支援ネット事業では、医療機関において支援が必要と判断した妊産婦に対し医療機関から情報をもらい早期支援も行っているところです。育児期は他課、関係機関にまかっていますが、保育所、幼稚園、子育て学習センター、児童館、社会福祉協議会などと連携し、療育、5歳児発達相談、こころの健康相談により育児支援をしております。

現在はこのような体制で妊娠前、妊娠期及び出産から産後、育児まで継続した相談事業を実施しております。

3番目ですけれども、多くの関係機関と連携が伴うネットワーク体制の構築と、行政内部におきましては各課の担当業務としている支援等の業務について現状の枠を超えた密な連携が課題となっております。

4番目ですけれども、子育て中の相談者でも安心して子供を連れて相談できる場所を確保することも必要と考え、保健福祉会館窓口付近におもちゃ等を設置したチャイルドスペースの設置、あるいは子供用のトイレの設置、授乳室の設置などの会館整備を検討しています。

5番目ですけれども、出産された母親と赤ちゃんの生活を支援するため、医療機関、助産所での宿泊、通所、そして助産師の訪問により母親の心身のケアや授乳指導、育児相談が受けられる産後ケア事業が必要と考えており、現在病院、助産院等と実施に向けて調整を行っております。

6番目ですが、ただいま関係機関との調整中ではありますが、平成29年度中の実施を目指して事務のほうを進めております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 今、部長のほうから答弁いただきまして、平成29年度中には実施ができるように持っていきたいということでありましたので安心をしております。ほとんど赤ちゃんを迎える

までの妊娠期、また産後期、育児期の支援体制につきましても、毎年いただきます太子町の衛生統計、これの1ページに母と子の健康づくりということでかなり体制が整っている。保健福祉会館を拠点にして本当にすぐにでも始められるような感じを受けております。ただ、やっぱり密な連携、先ほども言われてましたけども、育児になってくると多課にわたります。社会福祉課、また教育委員会の幼稚園の関係も絡んできますので、そういうことの連携もとっていただきながら進めていくのが大事なかなと思っております。

それと、産後のデイケアについてはなかなか難しいのかなと考えておりましたが、今助産院のほうにも当たりながら産後のデイケアについても実施の方向で検討しているということをお聞きしましたので、本当に妊娠がわかったときに渡される母子健康手帳の交付を手始めに、この出産後の乳児健診、また育児期には予防接種とか育児学級とかめじろ押しにいろいろ行事がありまして、保健師が中心になって個別の悩みにも親身に応じる子育て支援が各自治体で工夫をしながら実施をされております。

この日本版ネウボラというのは、いろいろホームページを見てますとそれぞれの市町でその地方の、例えば子育て支援の「かるがも・ねっと」とかそういう名前をつけながら、子育て世代包括支援センターってすごい長い名前なんでもっと親しみやすい名前をつけて、いつでも子供、また親御さんが来ても、予約をしなくてもそこに来てもらったらいろいろなアドバイスを受けることができるということで、これは高知県の南国市ですけれども、やっぱりうちと同じように市の保健センターがありまして、そこを開設して、今でも太子町は母子健康手帳は保健福祉会館でいただきますし予防接種の受診券もいただきますので、本当に保健福祉センターがあるのでいつでも実施ができるなということで私も頭の中では思っておりました。

一番大事なことは、このネウボラという意味からして一人一人と対話をしながらいろいろな不安に対応して切れ目なく妊娠期から6歳までトータルで支援をしていくという制度でありますので、しっかりとそういう場所が平成29年度中にはできるように取り組んでいただきたいと思えます。

このネウボラというのを、たつの市も相生市も今年の4月からですけれども、国のほうではこの5年の間に子育て世代包括支援センターを設置していきなさいよというそういう宣言があるんですけれども、早速平成28年4月には間に合いませんでしたけれども平成29年度中にはやっていたかということでもありますので、とにかく関係機関と連携をとりながら、また来年度の開設に向けてPRもしっかりとしながら太子町のさらなる子育て支援の充実を期待しておりますので、実施に向けて鋭意努力をしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

子育て支援の推進組織について、実施計画の最後のページにも載っておりますが、この太子町は子ども・子育て支援事業計画を実施していくに当たりましては担当組織が連携を取り、進めていくことが必要であると、この実施計画でもうたっております。社会福祉課、またさわやか健康課、教育委員会等、本当に担当課が多課にまたがっております、この子育て支援を進めていくときに主な推進組織をどのように考えているのか。例えば、他市町ではもう既にしております、それぞればらばらであった担当課を1つにして、これからの人口減少社会の中で子育ては大事だということで仮称子ども課のように担当課をつくってやっているところも増えてきております。

これについては、今ばらばらであるところをこの子育て支援ということに関して1つでやっていけるような一本化する考えはお持ちじゃないでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 御質問の点でございます。

平成27年度から実施されることになりました子ども・子育て支援新制度を総合的、効率的に推進していくためには、御指摘のとおり仮称子ども課のように一本化することが望ましいと考えており、平成27年度にその検討を行っております。

しかしながら、現状におきましては子ども・子育てに関する部署は社会福祉課、さわやか健康課、管理課の3課に業務が分散しており、そのうち国の所管が新制度施行後の認定こども園につきましては内閣府に一元されましたが、現行の保育所、幼稚園のままでは保育所については厚生労働省、幼稚園については文部科学省というふうになっておりますので、組織の一本化は町立幼稚園のこども園化への移行等さまざまな課題がまだまだ残っております。今後、順次課題等を整理し、総合的な施策を推進していく体制が確保できた段階におきましてその方向性を示したいと思っております。

なお、太子町のような小規模の団体でなかなか子ども課を新設するのは非常に難しいので、その辺も御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 そういう一本化をするのはいろいろな面からも既に検討をしたけれども一本化は難しいという答弁でありました。先ほどファミリー・サポート・センター、また病児・病後児保育、それと子育て世代の地域包括支援センター、これも名前がいろいろあって、本当に妊娠前から育児まで網羅しようと思ったら、この太子町ではやっぱり1カ所で相談ができる、子育て支援全般にわたる相談ができる体制にはなっていないのが前から本当に残念で仕方がありません。何遍も私もその件については子育てのこの制度が始まる前から提案をしてきたりしてましたけども、やっぱり今回も一本化はそういう制度的にも難しいということでございました。

そうであるならば、この子育て支援の支援組織が難しいということでありましたら、子育て支援の情報が、例えば情報を集めるのが大変です、太子町のホームページを見ましても社会福祉課で保育所、また保育園、また子ども・子育て会議の関係、管理課は幼稚園、また就学対策、さわやか健康課は母子健診、予防接種となっております、自分の子供の年齢に合わせて、この議員の仕事をしておりましたらこの問題は管理課、この問題は社会福祉課というふうに確実にピンポイントでアドバイスができるんですけども、なかなか一般の町民の方が個々の情報を得るためには相談窓口がばらばらで子育て支援が頭の中に浮かばないということが、今回組織が一本化できなければ、ぜひこの情報をとる、せめて妊娠から子育て関係の情報を一括でホームページにアップをしていただきたい。

例えば、担当課はばらばらですけども、子育て応援サイトとか育児応援サイトとか、行政としてサービスガイドを既につくっているところも結構ありました、子育て応援サイトを開くと妊娠期、またファミリー・サポート・センター、いろんな届け出、また預けること、相談すること、病院や救急のところまでホームページをあけたら全部見れるというふうなホームページの作り方がされておりました。組織は無理であっても、子育て応援というのをクリックすると1つのウインドーから全ての育児とか子育ての情報が見に行けるようなそういう方法もぜひ検討をしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 子ども課の新設につきましては今現在は非常に難しいということで、逆に言うと諦めたわけではございません。幼稚園のこども園化とか、また逆に言いますと幼稚園のままですら保育所を教育委員会の部署に委任するとか、いろいろ地方自治法の法律の枠組みの中で規制がございますので、それをクリアする必要がまずある、職員の問題等もございます。だから、将来的にはそういう子ども課が何とかできるような形で今後とも関係部署で

協議を続けていきたいというふうには考えております。

今おっしゃられましたホームページ等におきましては、この前のホームページのいわゆるリニューアルの中で目的別に検索できるような形にはしておりますので、議員さんおっしゃるような形になってないのなら早急に関係部署に指示して、子育てについては全ての中で情報が得られるように改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 一本化、仮称子ども課のようにしていくことは諦めていないという、私はもう諦めかけておりましたが、そういうこともいろいろな制度の中でクリアできるのであればしっかりと子ども課をつくって、今後人口減少が叫ばれる中で地方自治体間の競争がますます激しくなってくると思います。また、ほかの自治体と比べて太子町はこれからの人口の減り方はなだらかであるふうなデータも出ております。また、立地条件がいいからとかJRの網干駅が近いからとか油断をしておりましたら、どんどんサービスのよい自治体に人口が流れる可能性も否めません。

先ほどほかの方の質問の答弁の中で、町長は「安心して子育てできるまちづくり、活力あるまちづくり」と言われておりました。「子育てするなら太子町」の積極的な施策の実施と、これからも広報に努めていただきたいと申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清原良典） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第5号 戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願について

○議長（清原良典） 日程第2、請願第5号戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第5号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月6日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後4時13分）